

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和3年9月

京都府人事委員会

目 次

報 告	1
1 職員給与の実態等	1
(1) 職員給与の状況	1
(2) 民間給与の状況	2
ア 職種別民間給与実態調査	2
イ 調査の実施結果	2
(3) 職員給与と民間給与との比較	3
ア 月例給	3
イ 特別給	5
(4) 物価及び生計費	5
(5) 国家公務員の給与等に関する報告及び勧告等	6
2 職員給与の改定等	6
(1) 公民の給与較差に基づく職員給与の改定	6
ア 月例給	6
イ 特別給	7
(2) 給与制度に係る諸課題	7
ア 高齢層職員の昇給制度	7
イ 諸手当等	7
3 WITHコロナ・POSTコロナ社会の人事管理等のあり方	8
4 職員の勤務環境	8
(1) 総実勤務時間の短縮	9
(2) 教育職員の勤務時間	10
(3) 健康の保持増進	11
(4) 仕事と家庭の両立	12
(5) テレワークの推進	12
(6) 職場における適正な勤務環境の確立	13
(7) 会計年度任用職員の勤務条件	14
5 人事管理	15
(1) 人材の確保・定着等	15
(2) 職員の育成・活躍	16
(3) 公務員倫理の徹底	16
6 定年の引上げ	17
(1) 国家公務員の定年の引上げ	17
(2) 職員の定年の引上げとその処遇	17
7 給与勧告実施の要請等	18
勸 告	19
第1 改定の内容	19
第2 改定の実施時期	20

説明資料

報 告

地方公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、地方公務員法第14条において、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされている。また、同法第24条において、給与は、職務と責任に応ずるものでなければならないとされ、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされ、給与以外の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないとされている。

人事委員会の報告及び勧告は、地方公務員の労働基本権が制約されていることの代償措置として、人事委員会が中立性、専門性を有する第三者機関の立場から行うことにより、前記の地方公務員法に定める諸原則に基づく適正な勤務条件を確保する機能を有するものである。職員に対して適正な処遇を確保することは、人材の確保や労使関係の安定を図り、効率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

本委員会は、報告及び勧告が果たす役割や職員の勤務条件を取り巻く諸情勢を認識する中で、地域の民間賃金のより適切な反映をはじめとする適正な給与制度・水準の確立や適切な勤務環境の確保に取り組んできており、本年においても職員給与の実態、給与決定の基礎となる諸事情及びその他の勤務条件等について調査研究を行ってきた。

その結果は、次のとおりである。

1 職員給与の実態等

(1) 職員給与の状況

本委員会が令和3年4月1日現在で実施した職員給与実態調査によると、職員（職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例に定める給料表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）は、昨年比べて57人少ない21,333人であって、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、医療職、研究職及び特定任期付職員の6種9給料表の適用を受けている。

これらのうち給与条例に定める行政職給料表の適用を受ける職員から本年度の新規学卒の採用者等を除いた公民給与の較差算定対象職員（以下「較差算定対象職員」という。）は4,406人で、その平均年齢は41.8歳、平均経験年数は19.8年、学歴別構成比は大学卒73.8%、短大卒7.1%、高校卒18.9%、中学卒0.2%、

男女別構成比は男性61.1%、女性38.9%であり、その給料（給料の調整額を含む。以下同じ。）及び主な手当の平均月額（実支給額）は、給料321,513円、扶養手当7,503円、地域手当26,314円となっている。（「説明資料」第1表参照）

また、教員、警察官、看護師等を含めた職員全体の平均年齢は39.9歳、平均経験年数は17.8年、学歴別構成比は大学卒76.2%、短大卒6.9%、高校卒16.9%、中学卒0.0%、男女別構成比は男性63.6%、女性36.4%であり、給料（教職調整額を含む。）及び主な手当の平均月額は、給料339,397円、扶養手当9,108円、地域手当23,907円となっている。（「説明資料」第2表から第12表まで参照）

(2) 民間給与の状況

ア 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与等を検討する資料を得るため、人事院及び京都市人事委員会等と共同して職種別民間給与実態調査を実施した。

この調査は、人事院が行う国家公務員の給与を検討する資料を得るための調査を兼ねており、府内に所在する企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である909の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出した224の事業所を対象に調査を実施し、公務と類似すると認められる54職種の職務に従事する者に本年4月分として支払われた給与や民間事業所における過去1年間に支払われた賞与等の調査を行うとともに、各企業における給与改定の状況等についても調査を行った。

なお、本年は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

新型コロナの感染拡大が引き続く中ではあったが、民間事業所からの格段の理解と協力を得て、本年の調査完了率は89.1%と非常に高い割合となっており、その調査結果は広く民間事業所の状況を反映したものとなっている。

本委員会では、この調査のほか、今後とも、機会あるごとに幅広く情報収集・意見聴取に努め、人事・給与制度に関する調査研究を一層深めていくこととする。

イ 調査の実施結果

民間事業所における給与改定等の状況について調査した結果は、次のとおりである。

採用及び初任給の状況は、新規学卒者の採用（事務員・技術者）を行った事業所の割合は大学卒で38.7%（昨年40.2%）、高校卒で14.1%（同18.0%）

となっている。そのうち、初任給が増額となっている事業所は、大学卒で33.9%（同37.9%）、高校卒で27.6%（同46.9%）となっており、据置きとなっている事業所は、大学卒で63.8%（同59.5%）、高校卒で72.4%（同53.1%）となっている。また、初任給の平均額は、大学卒で213,663円（同213,110円）、高校卒で168,186円（同169,980円）となっている。（「説明資料」第14表及び第15表参照）

給与改定の状況は、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は19.4%（同27.2%）、ベースアップを中止した事業所の割合は28.8%（同26.9%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.8%（同0.0%）となっている。（「説明資料」第16表参照）

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は、85.3%（同87.0%）となっている。昇給額が昨年と比べて増額となっている事業所の割合は21.5%（同22.0%）、変化なしとしている事業所の割合は59.3%（同54.7%）、減額となっている事業所の割合は4.5%（同10.4%）となっている。（「説明資料」第17表参照）

(3) 職員給与と民間給与との比較

職員の給与は、地方公務員法第24条に根本基準が定められており、改定に当たっては、職員給与の水準を民間給与の水準と均衡させることを基本としてきた。これは、職員についても勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、その時々々の経済・雇用情勢等が反映された民間給与の水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。

本年においても、次のア及びイに掲げる方法により比較を行い、職員給与に民間給与の水準をより適正に反映させ、広く府民の理解が得られるものとしていく。

ア 月例給

月例給については、単純な平均値によるのではなく、職員にあっては較差算定対象職員、民間企業従業員にあってはこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢及び学歴を同じくする者同士の4月分の給与を対比させ、職員の人員数ウェイトを用いたラスパイレス方式により精密に比較を行っている。

本年4月分の月例給について、給与条例に定める本来の給与に基づく公民較差を算出したところ、第1表に示すとおり、職員給与が民間給与を23円・0.01%上回っていた。

なお、本府においては、現在、管理職員の給料月額のカット措置が行われており、この措置による減額後の職員給与は、民間給与を834円・0.22%下回っていた。

第1表 職員給与と民間給与との月例給の比較

	民間給与 ①	職員給与 ②	較差	
			①-②=③	③/②×100
給与減額前	374,708円	374,731円	△ 23 円	△ 0.01 %
給与減額後		373,874円	834 円	0.22 %

- (注) 1 「給与減額後」は、管理職員等の給与の特例に関する条例による管理職員に対する給料月額のカット措置により、実際に支払われた職員給与である。
- 2 管理職員の給料月額のカット措置の影響分は、857円(0.23%)である。
- 3 職員給与、民間給与ともに、本年度の新規学卒の採用者等は含まれていない。
- 4 比較給与種目は、次のとおりである。

民間給与	職員給与
きまって支給する給与(注1)から時間外手当(注2)及び通勤手当を除いたもの	給料の月額(給料の調整額を含む。)、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当、管理職手当、初任給調整手当

- (注1) 基本給、家族手当、地域手当、住宅手当、役付手当等名称のいかんを問わず月ごとに支給される給与をいう。
- (注2) 超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当等勤務実績に対して支払われる手当をいう。
- 5 公民較差の算定は、役職段階、年齢及び学歴を同じくする者同士を比較するラスパイレス方式による。

$$\text{給与較差} = \frac{\sum P_1 Q_0}{\sum P_0 Q_0}$$

P₁…民間企業従業員の平均給与月額
P₀…職員の平均給与月額
Q₀…職員数

ラスパイレス方式

民間企業従業員を役職段階・年齢・学歴に応じて区分した上で、それぞれの区分ごとの給与(平均額)をそれぞれ同等と認められる職員に支給した場合の給与総額を職員の実際の給与総額で除したものの。

なお、民間企業従業員の本年4月分の平均給与月額については、「説明資料」第18表参照のこと。

イ 特別給

職員の特別給（期末・勤勉手当）については、民間の特別給（賞与等）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これと職員の特別給の年間支給月数とが均衡するよう0.05月単位で改定を行ってきている。昨年8月から本年7月までの1年間において民間事業所で支払われた特別給は、第2表のとおり、年間で所定内給与月額 \times 4.30月分に相当しており、職員の特別給の年間支給月数(4.45月分)が民間事業所の特別給の支給割合を0.15月分上回っていた。

第2表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額 (円)	下半期(A ₁)	379,418
	上半期(A ₂)	381,139
特別給の支給額 (円)	下半期(B ₁)	801,142
	上半期(B ₂)	834,975
特別給の支給割合 (月分)	下半期(B ₁ /A ₁)	2.11 ₂
	上半期(B ₂ /A ₂)	2.19 ₁
	計	4.30

(注) 1 「所定内給与月額」とは、月ごとに支給されるすべての給与から超過勤務手当、夜勤手当、休日手当及び宿日直手当等勤務実績に対して支払われる手当を除いたものをいう。

2 「下半期」とは令和2年8月から令和3年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の期末・勤勉手当の年間支給月数は4.45月分である。

(4) 物価及び生計費

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国では0.4%低下し、京都市では変化なしとなっている。

家計調査（同省）を基礎に人事院が行う計算方法により算定した本年4月における京都市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ168,870円、182,040円及び195,230円となっている。また、全国家計構造調査（同省）及び全国単身世帯収支実態調査（同省）を基礎に算定した同月におけ

る1人世帯の標準生計費は、103,220円となっている。（「説明資料」第25表及び第26表参照）

(5) 国家公務員の給与等に関する報告及び勧告等

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与等に関する報告及び勧告を行った。

これによれば、本年4月分として支給された月例給について国家公務員給与と民間給与を比較したところ、国家公務員給与が民間給与を19円（0.00%）上回っているが、官民較差が極めて小さく、俸給表等の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わないこととしている。

特別給については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数を0.15月分引き下げることとし、引下げ分は民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当から差し引くこととしている。

また、公務員人事管理に関する報告においては、人材の確保及び育成、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援、長時間労働の是正等良好な勤務環境の整備、定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進について課題と取組の方向性を示すとともに、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について意見の申出を行った。

2 職員給与の改定等

(1) 公民の給与較差に基づく職員給与の改定

ア 月例給

本府においては、管理職員の給料月額のカット措置が行われている。この措置は、本委員会の勧告に基づく給与改定とは異なる臨時・特例的なものであることから、公民の給与較差に基づく職員給与の改定に当たっては、地域の国家公務員の給与水準を考慮するとともに、給与条例に定める本来の職員給与の水準と民間給与の水準との均衡を図ることを基本に対応することが適切である。

本年4月分の給与条例に定める本来の職員給与と民間給与を比較した結果、前記1の(3)のアのとおり職員の給与が僅かに上回っているが、従来、公民較差が極めて小さく、給料表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難である場合には、月例給の改定を見送っており、本年についても同様の事情が認められることから、月例給の改定を行わないこととする。

イ 特別給

期末・勤勉手当については、府内の民間事業所の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.15月分引き下げ、4.30月分とする。支給月数の引下げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当から差し引くこととする。今年度については、12月期の期末手当から差し引き、令和4年度以降については、6月期及び12月期における期末手当が均等になるよう支給月数を定めることとする。

また、指定職給料表適用職員、再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き下げることとする。

(2) 給与制度に係る諸課題

ア 高齢層職員の昇給制度

50歳台後半層の職員（以下「高齢層職員」という。）の給与水準の上昇をより抑制するための昇給制度の見直しについては、昨年報告で、定年の引上げに伴う勤務条件の整備までに見直さざるを得ない状況にあると述べたところである。定年を引き上げるための国家公務員法等一部改正法及び地方公務員法一部改正法は本年6月11日に公布され、今後、令和5年4月1日の施行に向けて、各地方公共団体において職員の勤務条件の整備等が進められることとなっている。

年齢にかかわらず職員がモチベーションを持って職務に従事することの重要性や職員構成をはじめとする本府の実情は十分考慮すべきであるが、高齢層職員の給与が民間の給与水準を上回っている現状、世代間の給与配分の適正化、他の都道府県の動向や国家公務員との均衡、定年を引き上げた場合の60歳を超える職員の昇給制度との一体性・連続性を考慮すると、早急に高齢層職員の昇給制度を見直す必要がある。

具体的には55歳を超える職員（医療職給料表（1）にあつては、57歳を超える職員）は、勤務成績が良好の場合では昇給しないこととし（現行は2号給の昇給）、特に良好の場合は1号給以上（現行は3号給以上）の昇給に抑制することとする。

実施時期については60歳を超える職員の昇給制度との一体性・連続性を考慮し、令和5年4月1日の定年の引上げに向けた職員の勤務条件の整備までに、できる限り早期に制度改正を行う必要がある。

イ 諸手当等

諸手当等については、本府を取り巻く社会情勢に即した府民の納得性の高

いものとなるよう、不断に点検・検証を進めるとともに、業務や職員の勤務実態にも配慮しながら、今後とも適切に対応していく必要がある。

3 WITHコロナ・POSTコロナ社会の人事管理等のあり方

現在、本府では新型コロナから府民の命と健康、生活を守るため、必要な組織体制を整備しながら取り組んでいるところであるが、今後も新型コロナの収束に向け、これらの取組を続けていく必要がある。さらに、新型コロナを契機としたオンラインサービスの定着やテレワークをはじめとする多様な働き方、持続可能な社会の実現に向けた取組等の新しい価値観や行動変容が定着しつつあり、こうした変化を踏まえると、行政の果たすべき役割は一層大きくなっている。任命権者においては、引き続き、必要な府民サービスを継続的に提供していくため、効率的に業務を進めるとともに、業務が増大する部署の人員増を図るなどにより特定の部局や職員等に過度な負担とならない執行体制を確保し、職員が一丸となってPOSTコロナ社会も見据えて、新しい時代に対応していくことが必要である。

特に、職員の能力を十分に引き出し、組織として最大限のパフォーマンスを発揮し、職員が意欲的に仕事に取り組むためには、長時間労働を是正するとともに仕事と家庭生活の両立を図ることが重要である。

また、任命権者は、少子高齢化が進む中、複雑高度化する行政課題に的確に対応するために、高齢期職員の高度な能力及び豊かな経験を活用するとともに、高齢層をはじめ職員全体がモチベーションを保持し、職務に取り組めるよう人事管理を行う必要がある。

さらに、社会の情勢と調和を図りつつ、長期的な視野に立って計画的に総合的な人材確保対策に取り組むことはもとより、社会における行政課題の変化等を踏まえた職員の育成が求められている。

こうした課題等を踏まえた職員の勤務環境や人事管理、定年引上げ等の具体的な取組の方向性は4以下のとおりである。

4 職員の勤務環境

職員の勤務環境は、職員が安んじて公務に精励する上で重要であるとともに、多様な有為の人材の確保を図る上でも極めて重要である。本府においては、適正な勤務環境を確立するための取組をこれまで積極的に推進してきたところであり、今後とも時宜にかなった対応を講じていかなければならない。

社会全体で長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現等に向け、様々な取組が進められる中、地方公務員についても、働き方改革を推進するための関係法令の趣旨を踏まえた適切な対応が求められている。

新型コロナ対策については、昨年度から緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が断続的に繰り返される厳しい状況の中で、任命権者において、特定の部局や職員等に過度な負担とならないよう各種コールセンター業務やPCR検査業務、ワクチン大規模接種会場業務等の新たな業務のため、他部局からの動員、兼務発令等による担当部局への応援体制の構築や外部人材の活用等を行っているが、今後もWITHコロナ・POSTコロナ社会において、行政が担うべき役割を果たし、安定した府民サービスを提供していくための執行体制や業務の進め方を確立していく必要がある。

本委員会においても、管理監督者を対象とした「勤務条件及び安全衛生に関する講習会」の開催や地方公務員法の規定に基づき労働基準監督機関として実施する事業場調査での指導・助言等を通じて適正な勤務環境が確保できるよう引き続き取り組んでいく。

今後とも、職員の健康の保持増進、ワーク・ライフ・バランスの実現等に向けて、任命権者と連携しながら、引き続き取り組んでいくとともに、これらの諸課題について、人事行政の専門的・中立的機関として調査・研究等を進めることとする。

(1) 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮は、職員が心身ともに充実した状態で意欲と能力を十分に発揮できる職場環境の実現につながるものであり、ワーク・ライフ・バランスの実現に寄与するとともに職員の健康の保持増進、さらに、多様な有為の人材の確保にも資する極めて重要な課題である。

本府においては、いわゆる三六協定の締結義務のない一般官公署では、人事委員会規則により時間外勤務を命じることができる時間を、原則、1箇月45時間以内、1年360時間以内、他律的業務の比重が高い部署については1箇月100時間未満、1年720時間以内等と設定しているところである。

本府の昨年度の職員1人当たりの時間外勤務時間数は、新型コロナへの対応により業務量が大きく増加した所属がある一方で、縮減に向けて積極的に取組を実施した所属があることから、全体としては二年連続で減少した。

時間外勤務は、公務のため臨時又は緊急の必要があるときに命じることができるものである。このため、時間外勤務の縮減に当たっては、所属長が職員の業務の内容や進捗状況を把握していることが重要であり、職員間の勤務時間の平準化や上限規制を遵守する上でも基本となるものである。

なお、職員の勤務時間は客観的な記録を基礎として適正に把握する必要があり、把握された勤務時間に対する時間外勤務手当は、適時・適切に支給されな

ければならないものである。

昨年度の事業場調査においても、時間外勤務の事前命令・修正命令が徹底されていない事例、人事委員会規則で定める上限規制を超えている事例、業務が特定の職員に偏っている事例が見受けられたところである。

こうした状況を踏まえ、任命権者においては、勤務時間に係る労働法制等の遵守や「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に沿って、客観的な記録を基礎とした適切な勤務時間管理を所属長に適時指示する必要がある。本委員会としても、事業場調査等において、勤務時間管理の状況、他律的業務の比重の高い部署の指定状況や時間外勤務の状況、特例業務による時間外勤務の状況等を確認し、引き続き指導していくこととする。

今後も、情報通信技術の活用等を通じた事務事業の効率化を図るとともに、業務内容や業務量など各職場の実態に応じた職制の見直しや必要な職員配置等の執行体制の検証を進め、全庁的に時間外勤務の縮減を図る必要がある。

長時間勤務は心身の健康や生活に深刻な影響を及ぼすこともあることから、所属長は、産業医等による面接指導を職員に受けさせるなど関係法令の趣旨を踏まえた措置を講じなければならない。また、週休日や休日に長時間の勤務を命じる場合は、週休日の振替等や代休日の指定を行い、長時間に及ぶ勤務を抑制しなければならない。

年次休暇や夏季の特別休暇の計画的取得や連続取得の促進についても総実勤務時間の短縮のために有効であり、所属長は、年次有給休暇5日の取得を義務付けた民間労働法制を踏まえ、年次休暇等の計画的取得や取得促進、取得しやすい職場環境の整備、職員の意識啓発等に引き続き取り組む必要がある。なお、これら長時間勤務の抑制や年次休暇等の取得の取組は、管理職員についても同様に重要である。

さらに、職員一人ひとりが自身の働き方を見直すことで、行政運営を効果的・効率的に推進し、総実勤務時間の短縮につなげていくことが重要である。

(2) 教育職員の勤務時間

教育職員を取り巻く環境は、年々複雑化・多様化しており、その職務と勤務態様の特殊性を踏まえつつ、勤務時間を適切に管理することが重要な課題となっている。

令和元年12月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）の一部が改正され、文部科学省は、同法の規定に基づく指針の中で教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間と

して外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とし、当該時間の適切な管理を全国の教育委員会に求めたところである。

これを受け、本府教育委員会では、「府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」の実効性を高めるための取組をより強化している。

府立学校では、ICカードによる出退勤時刻記録を基礎とした在校等時間の把握が行われており、こうした客観的な計測に基づく適切な管理を継続するとともに、設定された目標を達成するため、保護者や地域等関係者の理解を得ながら、部活動指導の適正化など学校現場における具体的な業務改善の取組を着実に実行していく必要がある。

また、この給特法の改正により、学校を設置している地方公共団体が1年単位の変形労働時間制の導入を選択できるようになったところである。

本府においてこの制度の導入のための条件整備を行う場合は、制度の趣旨に沿って勤務日数や勤務時間が適切に設定できるか等の課題を精査した上で、市町教育委員会等や校長をはじめ教育職員の意見を十分踏まえ、対応することが求められる。

(3) 健康の保持増進

職員の健康の保持増進は、職員がその能力を十分に発揮し行政サービスを一層向上させるとともに、職業生活及び家庭生活を充実させるためにも、極めて基本的な重要課題である。

任命権者においては、職員の健康状態の把握や生活習慣病等の予防、メンタルヘルスの不調を未然に防ぐ取組を進めており、今後とも、産業医との連携を維持・強化し、定期健康診断等の全員受診の徹底、さらには、精密検査の受診の促進を図る必要がある。加えて、メンタルヘルス対策については、予防、早期発見・早期対応、職場への復帰支援・再発防止のそれぞれの場面における対策に引き続き積極的に取り組む必要がある。

特に、新型コロナ対応に従事する職員については、その対応が長期化するとともに先行きが不透明な中で業務に当たっていること等から、心身ともに大きな負担がかかっており、より一層、当該職員の心身の健康を守っていく対応が求められる。

また、所属長は、職員の健康管理の責任者として、日頃から職員の勤務状況や健康状態を把握し、産業医等との連携を行うほか、衛生委員会を積極的に活用しながら、職員が健康な状態で就業できるよう対策を講じる必要がある。特に、メンタルヘルス対策については、不調を未然に防止するため、ストレス調査の集団解析結果に基づき、職場のストレス要因を検証し、職場改善に積極的

に取り組むとともに、日常的に職員と接する中でその言動等に現れる変化を早期に発見し、職員に専門医の受診を促すなどの適切な措置を講じることが重要である。

なお、病気休務から職場に復帰する職員については、専門医、家族等と緊密に連携し、職員の個々の状況に配慮したフォローアップを適宜・適切に継続していくことにより、再発の防止に努めることが必要である。

さらに、職員自らが心身の健康づくりに努めることや、全職員が一体となって働きやすい職場づくりに継続的かつ積極的に取り組んでいくことが重要である。

(4) 仕事と家庭の両立

性別にかかわらず仕事と育児・介護等が両立できる職場環境を整えることは、安心して働き続ける上で極めて重要な課題であり、多様な有為の人材の確保にもつながるものであることから、仕事と育児・介護等との両立支援の重要性に対する社会の認識は、ますます高まっている。

特に、昨年5月に閣議決定された少子化社会対策大綱では、男性の育児休業取得や育児参画を促進するための取組を総合的に推進することとされ、本年、人事院においては、育児休業の取得回数制限の緩和等のため国家公務員の育児休業等に関する法律を改正するよう意見の申出を行い、併せて妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置を講じることとされたところであり、これらの趣旨を十分に踏まえた制度整備をする必要がある。

なお、「子育て環境日本一」を目指す本府として、男性職員の育児休業については、女性の育児を手助けするための休業ではなく主体的に育児を担うための休業となるよう啓発等をする必要がある。

所属長は、仕事と育児・介護等との両立支援の必要性や両立支援制度の内容を十分に理解し、制度の利用を促すなど、職場全体としてのサポート体制を構築し、職員が制度を利用しやすい職場環境づくりを推進する必要があるほか、周囲の職員も、両立支援の実効性を高められるよう当該職員の立場を理解し協力することが重要である。

(5) テレワークの推進

テレワークは、仕事と家庭の両立だけでなく、多様で柔軟な働き方の推進や出勤困難時の業務継続にもつながるものであり、本府においても、昨年に引き続いて職場出勤者の削減や業務継続のための執行体制確保の面から対象者を拡大して実施しているところである。今後も新型コロナへの対応は継続していく

必要があり、また、「働き方の新しいスタイル」の中でも在宅勤務等の勤務形態が推奨されていることから、テレワークの活用を推進し、WITH コロナ・POST コロナ社会における一つの勤務形態として定着させる必要がある。

テレワークの実施においては、制度の運用や仕事の進め方等について、全職員が認識を共有し、勤務時間の把握方法や人事評価方法など労務管理上のルールを明確にする必要がある。また、通信機器の充実等の作業環境も整えていく必要がある。今後は、職員の意見も十分踏まえるとともに、国や他府県における検討状況等を注視していくことが重要である。

(6) 職場における適正な勤務環境の確立

職員の意欲を高め、その能力が十分に発揮できるよう物理的な面も含めて勤務環境を整えることは、公務能率の一層の向上のほか、ワーク・ライフ・バランスの実現や多様な有為の人材の確保にもつながるものである。また、安全衛生活動は職員の安全を確保する上での基本であり、施設や作業の再点検など関係者間で共有できる労働災害の再発防止に実効ある取組も重要である。

職場には、原則として、労働安全衛生法等が適用されており、化学物質のリスクアセスメントや事務所の室温など環境管理等について定める事務所衛生基準規則等に適切に対応するとともに、衛生委員会を効果的に活用し、安全衛生の取組について職員に周知するなど、府民サービスの提供との調和を図りながら働きやすい勤務環境を追求していく必要がある。

特に、新型コロナ対応で患者等に接する業務を行う職員の感染リスクについて十分考慮し、感染防止に努める必要がある。

また、健康増進法に基づき、学校・病院等や行政機関は、原則として敷地内は禁煙とされており、任命権者においては、同法に適合した施設管理や施設利用者への周知等を図るとともに、禁煙に向けた支援等、引き続き適切な受動喫煙対策の徹底が求められる。

本委員会においても、事業場調査等の機会を捉え、こうした事項等を確認し、不備が見られる職場については改善を促すなど指導を行っていく。

パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントをはじめとする上司や同僚等による不適切な言動等は、職員の人格や尊厳を不当に傷つけ、仕事への意欲や自信を減退させ、メンタルヘルス不調の一因となるだけでなく、職員の能力発揮を妨げ、正常な公務運営の障害になる重大な問題である。知事部局等においては、これまでも、外部相談員の設置や啓発リーフレットの配布、所属長等に対する研修等の取組を行うなど、その防止や発生した場合に適切に対応できるよう努めてきたほか、昨年6月に、「職場におけるハラスメントの防止等

に関する要綱」を見直したところである。さらに、性的指向や性自認に関する正しい理解や妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止等を含め、社会的課題に対する意識啓発等の対策を引き続き積極的に進める必要がある。

本委員会としても、本年9月、所属長等を対象にオンラインでハラスメント防止策をテーマとした「勤務条件及び安全衛生に関する講習会」を開催し、意識の醸成を図ったところである。

また、引き続き苦情相談への的確な対応と任命権者との連携による適切な事案解決に向けて努めていくこととする。

なお、昨年6月に施行された人事院規則において、いわゆるカスタマーハラスメント^(注)に関する苦情相談があった場合に、組織として対応し、その内容に応じて、迅速かつ適切に職員の救済を図ることが示されていることを踏まえ、本府でも対応を検討する必要がある。

(注) 職員が担当する行政サービスの利用者等からの言動で、その対応を打ち切りづらい中で行われるものであって、当該言動を受ける職員の属する省庁の業務の範囲や程度を明らかに超える要求をするもの

(7) 会計年度任用職員の勤務条件

簡素で効率的な組織を維持しつつ、行政ニーズの変化や多様化に的確に対応するため、本府においても、様々な形態の会計年度任用職員が任用されており、多方面で公務の円滑な推進に寄与する役割を果たしている。

地方公務員法の改正により、当該職員は一般職の地方公務員として位置付けられ、同法上の各種規定が適用されることとなった。

また、給与条例の改正が行われ、本委員会においては、任用や勤務条件に関する規則を整備・改正し、対象となる職の整理、客観的な能力実証に基づく採用等の適正な任用の確保、期末手当の導入等の勤務条件の改善が図られた。

本委員会は長年にわたり、非常勤職員が意欲と能力を発揮し公務に精励できることは、効率的な行政運営のためにも重要であると報告で言及してきたところであり、任命権者においては、会計年度任用職員制度の適正な運用に努めるとともに、引き続き、関係法令等を踏まえ、適切な勤務条件となるよう努める必要がある。

特に、人事院において、国家公務員の非常勤職員については、育児休業等の取得要件の緩和や配偶者出産休暇等の新設等の措置を講じることとされたところであり、これらの趣旨を十分に踏まえた制度整備をする必要がある。

5 人事管理

(1) 人材の確保・定着等

近年、少子高齢化とこれに伴う生産年齢人口の減少の中で、民間企業の高い採用意欲等を背景に、公務員全体として人材確保が厳しい状況が続いている。また、学生を中心とする求職者側では、進路選択の早期化や就業意識の多様化が進むとともに、能力開発・専門性習得の意識の高まりや時間外労働をはじめとする勤務環境の問題への関心の高まりが見られる。

本府においても、退職者が引き続き多く見込まれる中、本委員会が実施する各種の職員採用競争試験については、近年、申込者数の横ばいあるいは減少傾向がみられ、優秀な人材の確保の面から厳しい状況を呈している。こうした状況の下、感染症対策等の業務に最前線で従事する保健師職をはじめ、様々な職種で公民間・公務間の人材獲得の競合は激しいものとなっており、今後とも、本委員会及び任命権者は、社会一般の情勢と調和を図りつつ、職員の退職者数の推移や年齢構成、定年の引上げ等を踏まえて、長期的な視点に立って計画的に総合的な人材確保対策に取り組む必要がある。

このため、採用試験の受験を考えている者に対しての情報提供を行うに止まらず、進路選択前の者に対し、京都府の職場や業務、働く魅力ややりがいを紹介し、理解を深めてもらうとともに具体的な活躍イメージを持ってもらい、京都府職員として働きたいという意欲を喚起させるよう、対象・時期・手段等を考慮しながら受験勧奨の活動を強化するとともに、採用候補者名簿に登載された後の採用辞退防止に努める必要がある。さらに、若年層の離職防止等、引き続き多様な有為の人材の定着策を併せて講じる必要がある。本委員会としても、これらの人材確保・定着策と協調しながら、受験者の能力や資質・特性を多面的に見極める人物重視の取組を継続し、多様な有為の人材の発掘に資するような採用試験の実施方法・時期・受験資格の見直し等に引き続き取り組むこととする。

障害者の雇用については、昭和59年度から身体障害者を対象とした、また、平成25年度からは知的障害者を対象とした採用試験を継続的に実施してきたが、本年度の採用試験からは精神障害者も対象として実施した。各任命権者においては、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき作成された「障害者活躍推進計画」を踏まえ、今後とも合理的配慮を行うとともに、障害種別に関わりない積極的な雇用と障害のある職員の障害の特性に応じた勤務条件や職場環境の整備を通じて、職員一人ひとりが能力を十分に発揮できる組織づくりを目指す必要がある。

いわゆる就職氷河期世代の方の雇用については、その意欲・能力を活かして

活躍してもらうとともに、組織の活性化を図る観点から、職員採用競争試験を実施しているが、今後も政府の「就職氷河期世代支援プログラム」を踏まえ、適切に取り組む必要がある。

なお、採用に当たっては、昨年4月の地方公務員法の改正により、臨時的任用は常勤職員に欠員を生じた場合において緊急のとき等に任用を行う例外的な制度として厳格化されているため、任命権者において適切に運用するよう留意する必要がある。

(2) 職員の育成・活躍

職員の採用後の育成・活躍については、新型コロナの感染予防・感染拡大の防止やデジタル化の推進等、社会における行政課題の変化や、昨年の報告でも述べた職制・職員構成の変化、キャリア形成に対する職員の意識の変化等を踏まえ、職業能力の伸長や士気の高揚、意欲の向上等が図られるよう、職員を適切に育成していくことが求められている。

任命権者においては、引き続き、職員の多様な勤務形態に対応し、地方公務員法に基づく人事評価の適切な運用、各任命権者において作成された人材育成に係る指針や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画等に基づいた職員一人ひとりの資質・能力の向上、多様な分野への配置、若手職員の早期育成等に積極的に取り組む必要がある。また、職員自身のキャリア形成とも連携した効果的で適切な手段による研修等を通じ、公務に対する高い意識を持ち、複雑かつ高度な行政課題や多様化する府民ニーズに柔軟・的確に対応できる高い専門性と強い使命感を持った人材を計画的に育成していくことが必要である。

(3) 公務員倫理の徹底

職員は、全体の奉仕者であり、法令遵守はもとより、公務員としての高い職業倫理が求められる。昨年度は、懲戒処分件数が前年度から減少し、免職処分がなかったところであるが、公務員、ひいては府政全体に対する府民の信頼を著しく損なう事態が生じることのないよう、任命権者においては更に実効性を高める取組を進める必要がある。

所属長は、日頃から職員の勤務状況や勤務態度を把握するとともに、職員相互に意思疎通のできる風通しの良い職場環境づくりに取り組み、早い段階でリスクに気付き、不祥事につながらないように努める必要がある。

職員一人ひとりも、法令を遵守することはもちろん、公務員としての自覚と責任を再認識し、強い使命感を持って職務を遂行するとともに、職務上・職務

外を問わず高い倫理観を持って自らを律する必要がある。

6 定年の引上げ

(1) 国家公務員の定年の引上げ

国家公務員の定年を引き上げるための国家公務員法等一部改正法が、本年6月に成立し、令和5年4月から施行されることとなり、人事院は、高齢期職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年の引上げが円滑に行われるよう、関係者の意見を聴きながら規則で定める事項等について検討・調整を行うなどとしている。

また、本年の報告で、定年の段階的な引上げにより職員構成の高齢化や職員の在職期間の長期化が一層進行する中、職員の士気を高め組織活力を維持していくために人事評価を活用した能力・実績に基づく人事管理を推進することが重要として、政府で検討されている評価細分化等の人事評価制度の改正を踏まえ、昇任・昇格、昇給等の基準の改正の検討を行い、評価者向けの研修の充実等、人事評価に対する職員の納得感が得られるよう取り組むとともに、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう取組を進めていくとしている。

(2) 職員の定年の引上げとその処遇

昨年報告において、職員の定年については、国家公務員法等の改正内容等を十分考慮したものとする必要がある旨、定年引上げ後の職員の勤務条件については、国家公務員との均衡、本府の実情等を考慮して定めることが適当である旨、特に給与については、地方公務員法に定められている給与決定の諸原則、民間給与の状況を踏まえると、定年引上げ後の職員の給与水準は、国家公務員に対してとられる措置を踏まえたものとするのが、本府の民間企業の高齢期雇用の実情も考慮した適当なものである旨を言及したところである。

また、本年の「職種別民間給与実態調査」の結果においても昨年同様、60歳を超える従業員の年間給与水準は、60歳前の7割台となっている。

定年を引き上げるための地方公務員法一部改正法が本年6月に成立し、令和5年4月に施行されることから、昨年報告で言及したとおり、定年の引上げに係る職員の勤務条件は、国家公務員との均衡、本府の実情等を考慮し定めることが適当であり、本委員会としても、任命権者において円滑な制度設計・整備がされるよう必要な対応を行っていく。

なお、本府においても定年の引上げに伴い職員構成の高齢化や職員の在職期間の長期化が想定される所であり、任命権者においては、高齢層をはじめ

若年・中堅層職員も含めた職員全体がこうした新たな環境の下でもモチベーションを保持し職務に取り組めるよう、地方公務員法に基づく人事評価の適切な運用や研修等を通じ、適切な人事管理を行っていくとともに、組織の維持・発展のためには、適正な人数の新規採用を継続することが必要である。

今後とも、高齢層の職員の給与水準については、60歳前後の給与水準が連続的なものとなるような取組を進める国の動きを注視していくこととする。

7 給与勧告実施の要請等

本報告の冒頭に示したとおり、職員の給与等に関する報告及び勧告の制度は、公務員について憲法に保障されている労働基本権を制約することに対する代償措置として設けられたものであり、この制度は職員にとって社会一般の情勢に適応した適正な給与等の勤務条件を確保する機能を有するものである。また、地方公務員法に定める諸原則に基づき、公民給与の比較等を通じて適正な給与を支給することは職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保にも資するものである。

新型コロナへの対応が長期にわたり続く中、職員は府民の命と健康、生活を守るため、行政の各分野において真摯に職務に精励しているところであるが、本年の勧告では、民間の厳しい情勢を反映し昨年に引き続き期末手当を引き下げざるを得ないものとなった。府民から支持される納得性の高い給与等の制度と水準により勤務条件を確保するという観点から、やむを得ないところである。

については、こうした本制度の意義、役割と今日の給与を取り巻く環境について、深い理解を示され、これを実施されるよう要請する。

なお、本府においては、厳しい財政状況等を踏まえ、管理職員に対する給与抑制措置が行われているが、この措置は、本委員会の勧告に基づく給与改定とは異なるものであり、適正な給与が確保されるよう望むものである。

勸 告

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年京都府条例第45号）に定める職員の給与について、次のとおり改定されるよう勧告します。

第1 改定の内容

1 職員の給与等に関する条例の改正

(1) 期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

ア 令和3年12月期

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

期末手当の支給割合を1.125月分（再任用職員にあっては、0.625月分）とすること。

(イ) 特定管理職員

期末手当の支給割合を0.925月分（再任用職員にあっては、0.525月分）とすること。

(ウ) 指定職給料表の適用を受ける職員

期末手当の支給割合を0.575月分とすること。

イ 令和4年6月期以降

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.675月分）とすること。

(イ) 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.575月分）とすること。

(ウ) 指定職給料表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.625月分とすること。

(2) 50歳台後半層の職員に対する昇給の基準

55歳以上の職員のうち人事委員会規則で定める年齢に達した日以降の直近の3月31日を超えて在職する職員の昇給について、職員の給与等に関する条例第6条第1項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則に定める基準に従い決定するものとする。

2 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

第2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、第1の1(1)イ及び2(2)については、令和4年4月1日から実施し、第1の1(2)については、令和5年4月1日までのできる限り早期に制度改正を実施すること。

説 明 資 料

目 次

1 職員給与関係資料

令和3年職員給与実態調査の概要	資-1
第1表 公民給与の較差算定対象職員の状況	資-2
第2表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	資-5
第3表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	資-6
第4表 職員の給料表別平均給与月額	資-7
第5表 職員の給料表別、学歴別及び年齢別の人員分布並びに平均給料月額	資-8
第6表 職員の扶養手当の支給状況	
その1 給料表別扶養親族数	資-21
その2 扶養親族数別職員数	資-21
第7表 職員の地域手当の支給状況	資-22
第8表 職員の住居手当の支給状況	資-23
第9表 職員の特地勤務（へき地）手当等及び初任給調整手当の支給状況	資-24
第10表 職員の管理職手当の支給状況	資-25
第11表 職員の通勤手当の支給状況	資-26
第12表 再任用職員の適用給料表別人員	資-27

2 民間給与関係資料

令和3年職種別民間給与実態調査の概要	資-28
第13表 職種別民間給与実態調査の対象	
その1 産業別、企業規模別調査事業所数	資-29
その2 産業別調査従業員数	資-29
第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給	資-30
第15表 民間における初任給の改定状況	資-30
第16表 民間における給与改定の状況	資-31
第17表 民間における定期昇給の実施状況	資-31
第18表 企業規模別、職種別、年齢階層別、学歴別給与額等	
その1 給与比較の対象職種（事務・技術関係職種）	資-32
その2 給与比較の対象外職種（企業規模計）	資-35
第19表 民間における家族手当の支給状況	
その1 家族手当の支給状況	資-36
その2 扶養家族の構成別支給月額	資-36
第20表 民間における在宅勤務手当の支給状況	
その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況	資-36
その2 在宅勤務手当の支給の検討状況	資-36
第21表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	資-37
第22表 民間における定年制の状況	資-37
第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	資-37
第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	資-37

3 生計費関係資料

令和3年4月の標準生計費算定方法の概要	資-38
第25表 京都市における費目別、世帯人員別標準生計費	資-38

4 労働経済関係資料

第26表 労働経済指標	資-39
-------------	------

参 考（国家公務員の給与等）

給与勧告の骨子	資-40
公務員人事管理に関する報告の骨子	資-42
国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子	資-44

1 職員給与関係資料

令和3年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、府の一般職の職員（府費負担教職員を含む。）の給与を検討するため、令和3年4月1日現在における府の一般職の職員の給与等の実態を調査したものである。

(2) 調査対象

令和3年4月1日現在に在職する職員（同日付け退職者を除く。）で職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の給料表の適用を受ける職員、企業職員及び現業職員。ただし、臨時的任用職員、派遣職員等を除く。

(3) 調査項目

職員の給与額、学歴、年齢、経験年数、性別等を調査した。なお、休職等により給与を減額されている場合においては、その者が本来受けるべき給与の月額によることとした。

(4) 調査方法等

原則として、給与支払事務に使用された令和3年4月分の電算マスターデータを用いて集計した。

第1表 公民給与の較差算定対象職員の状況

1 人員、平均年齢、平均経験年数

職員数	平均年齢	平均経験年数
4,406人	41.8歳	19.8年

(注) 公民給与の較差算定対象職員は、行政職給料表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者等を除いた者である。

2 学歴別、性別人員構成比

学歴別人員構成比				性別人員構成比		計
中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男性	女性	
0.2%	18.9%	7.1%	73.8%	61.1%	38.9%	100.0%

3 年齢階層別人員構成比

20歳未満	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳以上	計
0.4%	6.8%	15.4%	14.5%	7.7%	6.5%	12.0%	15.9%	20.8%	100.0%

4 給与種目別平均給与月額

給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合計
321,513円	7,503円	26,314円	7,973円	10,215円	356円	373,874円

(注) 1 「給料」には、「給料の調整額」を含む。
2 「その他」は、「単身赴任手当(基礎額)」、「特勤手当等」及び「へき地手当等」である。

5 級別、号給別人員

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2										
3										
4										
5										
6										
7		2						1		
8		69	1							
9		11								
10	2	17								
11		22								
12	17	42	3							
13		12	6	1			1			
14	2	21	6						4	
15		54	70						5	
16	13	32	24						1	
17	1	7	15							
18		16	22						3	
19		66	65	2					1	
20	14	36	25						1	

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
21	人 2	人 9	人 7	人 3	人	人	人	人 1	人 3	人
22	2	12	26	5				3		
23	2	84	61	3				4		
24	13	33	27	4				2	1	
25	1	8	10	2				6	1	
26	5	13	26	11				2		
27	4	76	47	7			1	3	2	
28	33	17	16	5			1	10		
29	3	5	8	2				9		
30	10	11	24	5			12	2		
31	15	11	29	6	1		29	9		
32	92	12	15	6			21	2		
33	16	4	6	4			9	8		
34	12	8	14	11	1		12	2		
35	9	3	21	19			11	2		
36	99	4	19	1			4	2		
37	13		11	8	1		6	2		
38	16	4	12	11			4	2		
39	14		21	8	2		3	4		
40	11	1	11	5	2		9	1		
41	3	1	8	4	6		5	1		
42	1	1	12	17	2		2	1		
43	3	2	8	11		3	4	1		
44	2		5	4	1	2	3	1		
45		1	7	10	3	1	1	11		
46	1	1	7	10	1	2	2			
47		1	9	13	1	4	2			
48	3		4	9		4	2			
49	1		2	10	2					
50	2		4	15	3	12	1			
51	4		5	7		29	2			
52	2	1	3	10	2	10				
53	1		3	8	1	22	1			
54		1	3	16	4	15				
55	1	2	5	9	2	18				
56				9	3	15				
57	1		4	29	2	13				
58			2	18	3	10				
59	1	1	3	13	1	8	1			
60	2		2	10	3	18				
61	2	1	1	17	10	10	2			
62	3		2	12	7	8				
63		1	3	20	8	8				
64	1		2	15	5	5				
65	2		7	14	3	6				
66	3		2	12	6	5				
67	1		4	10	10	4				
68	2		6	20	14	6				
69	3		1	18	16	3				
70			3	12	12					
71			2	15	2	4				
72			4	15	6	2				
73	1		1	17	15					
74			1	14	15	1				
75				15	12	3				
76			2	15	15					

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77	2		6	9	15	2				
78			2	11	7	1				
79				7	9	1				
80	2		5	11	14					
81			3	8	43	1				
82			2	22	12	2				
83			2	16	27	2				
84		1	3	7	13					
85			5	14	34	10				
86			2	11	15					
87			2	11	29					
88			2	21	11					
89			2	10	23					
90			2	9	17					
91			5	4	22					
92			1	10	19					
93			1	13	127					
94			5	2						
95			1	7						
96			2	15						
97			4	7						
98			1	1						
99			6	8						
100			5	5						
101			5	272						
102			4							
103			3							
104			2							
105			7							
106			1							
107			6							
108			3							
109										
110			1							
111			1							
112										
113			20							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125		1								
計	471	738	907	1,113	640	270	153	92	22	-

計	4,406
---	-------

第2表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

給料表区分	職員数		平均年齢	平均経験年数
	人	構成比		
全職員	21,576	100.0	40.1	17.9
行政職給料表	4,793	22.2	41.3	19.2
公安職給料表	6,541	30.3	38.4	17.4
教育職給料表(2)	3,449	16.0	42.1	19.1
教育職給料表(3)	5,991	27.8	39.0	16.1
医療職給料表(1)	50	0.2	44.8	18.8
医療職給料表(2)	176	0.8	41.4	17.6
医療職給料表(3)	127	0.6	45.3	21.5
研究職給料表	201	1.0	42.7	19.4
特定任期付職員給料表	5	0.0	43.0	12.4
小計	21,333	98.9	39.9	17.8
企業職給料表	111	0.5	46.0	23.4
現業職(協約)給料表	132	0.6	55.9	36.0

- (注) 1 再任用職員は含まれていない。(以下第11表までについて同じ。)
 2 全職員欄及び小計欄の平均経験年数には、特定任期付職員は含まれていない。

第3表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男性	女性
全職員	100.0%	0.2%	17.1%	6.9%	75.8%	63.8%	36.2%
行政職給料表	100.0	0.1	18.4	7.9	73.6	59.3	40.7
公安職給料表	100.0	-	41.3	5.0	53.7	88.7	11.3
教育職給料表(2)	100.0	-	0.3	3.1	96.6	55.6	44.4
教育職給料表(3)	100.0	-	-	8.5	91.5	44.2	55.8
医療職給料表(1)	100.0	-	-	-	100.0	64.0	36.0
医療職給料表(2)	100.0	-	-	9.7	90.3	52.3	47.7
医療職給料表(3)	100.0	-	4.7	92.9	2.4	55.9	44.1
研究職給料表	100.0	-	-	-	100.0	76.6	23.4
特定任期付 職員給料表	100.0	-	-	-	100.0	80.0	20.0
小計	100.0	0.0	16.9	6.9	76.2	63.6	36.4
企業職給料表	100.0	-	14.4	7.2	78.4	86.5	13.5
現業職(協約) 給料表	100.0	36.4	54.5	8.3	0.8	73.5	26.5

第4表 職員の給料表別平均給与月額

給料表区分	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	計
全職員	円 339,585	円 9,108	円 23,899	円 6,679	円 4,758	円 3,197	円 387,226
行政職給料表	315,986	7,100	25,448	7,712	9,510	337	366,093
公安職給料表	330,252	12,882	29,518	4,915	1,624	476	379,667
教育職給料表(2)	370,149	7,771	23,410	8,221	2,839	5,278	417,668
教育職給料表(3)	349,789	7,410	16,568	6,981	5,101	5,433	391,282
医療職給料表(1)	450,301	8,130	82,205	5,400	48,622	240,484	835,142
医療職給料表(2)	325,119	7,128	19,427	8,761	3,141	5,386	368,962
医療職給料表(3)	338,544	11,988	18,399	3,721	1,794	236	374,682
研究職給料表	338,877	8,134	24,145	6,844	8,164	2,509	388,673
特定任期付職員給料表	518,000	-	48,692	-	-	-	566,692
小計	339,397	9,108	23,907	6,701	4,754	3,234	387,101
企業職給料表	343,759	10,784	24,999	6,748	11,183	-	397,473
現業職(協約)給料表	366,480	7,636	21,678	3,157	-	-	398,951

- (注) 1 「給料」には、「給料の調整額」及び「教職調整額」を含む。
 2 「その他」は、「単身赴任手当(基礎額)」、「特地勤務手当等」、「へき地手当等」、「初任給調整手当」及び「義務教育等教員特別手当」である。

第5表 職員の給料表別、学歴別及び年齢別の人員分布並びに平均給料月額

1 全職員

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳			59	175,792					59	175,792
19歳			66	179,605					66	179,605
20歳			69	188,042	32	188,409			101	188,158
21歳			64	195,591	17	196,288			81	195,737
22歳			79	205,190	25	204,008	337	206,756	441	206,320
23歳			100	214,667	17	208,224	365	210,365	482	211,182
24歳			77	219,158	27	220,800	401	217,908	505	218,253
25歳			94	229,459	24	223,879	438	226,957	556	227,247
26歳			67	234,154	15	230,480	502	234,882	584	234,686
27歳			68	245,554	18	234,033	503	245,110	589	244,823
28歳			60	250,648	18	246,250	534	253,063	612	252,626
29歳			68	260,426	15	256,040	581	262,674	664	262,294
30歳			54	265,254	17	261,312	586	270,634	657	269,951
31歳			45	266,589	23	268,113	655	280,370	723	279,122
32歳			79	279,813	16	263,381	701	287,503	796	286,255
33歳			60	283,443	34	284,032	645	296,562	739	294,920
34歳			62	295,911	30	292,700	597	305,391	689	303,986
35歳			72	308,124	26	293,196	460	315,821	558	313,773
36歳			70	312,330	34	307,059	521	323,619	625	321,453
37歳			68	324,303	30	318,397	529	332,292	627	330,760
38歳			63	322,979	26	320,642	465	341,877	554	338,732
39歳			52	342,500	32	322,081	419	348,356	503	346,079
40歳			66	344,592	28	335,521	385	358,487	479	355,230
41歳			51	357,343	30	354,840	395	364,348	476	362,998
42歳			68	360,697	44	361,234	382	368,972	494	367,144
43歳			60	375,065	38	358,753	344	375,532	442	374,026
44歳			67	388,761	42	364,205	298	382,202	407	381,424
45歳	2	357,200	78	391,486	54	372,106	294	388,346	428	386,724
46歳			104	391,330	49	368,871	304	393,180	457	390,152
47歳			101	392,819	52	373,426	334	392,235	487	390,348
48歳	1	365,700	120	397,865	51	373,849	317	397,634	489	395,145
49歳	1	368,300	126	399,798	57	383,157	255	399,696	439	397,507
50歳	3	362,300	79	395,675	45	382,070	302	400,764	429	397,597
51歳	4	355,325	112	398,633	60	391,125	286	405,887	462	401,774
52歳	3	363,467	110	407,081	40	392,181	288	404,309	441	403,623
53歳	6	370,367	119	410,193	58	397,546	314	408,618	497	407,241
54歳	2	352,300	97	413,781	44	405,394	283	410,699	426	410,579
55歳	3	368,933	149	415,776	50	402,055	359	415,768	561	414,297
56歳	5	365,620	147	411,381	66	400,853	467	420,012	685	415,917
57歳	5	372,360	174	414,346	52	405,445	445	419,354	676	416,648
58歳	6	370,183	157	417,481	69	405,935	481	422,227	713	419,167
59歳	3	353,200	182	418,167	54	405,900	543	422,043	782	419,762
60歳以上	10	376,960	25	354,032	21	289,543	39	346,848	95	339,241
計	54		3,688		1,480		16,354		21,576	
平均給料月額	367,052 円		340,222 円		343,955 円		330,727 円		338,348 円	
平均年齢	55.4 歳		42.0 歳		44.0 歳		39.2 歳		40.1 歳	
学歴構成比	0.2 %		17.1 %		6.9 %		75.8 %		100.0 %	

2 行政職給料表（他の給料表の適用を受けないすべての職員）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18 歳			15	156,700					15	156,700
19 歳			19	160,516					19	160,516
20 歳			15	166,187	10	170,210			25	167,796
21 歳			16	173,456	4	172,400			20	173,245
22 歳			17	183,200	5	180,100	100	190,689	122	189,211
23 歳			18	193,178	6	188,850	114	194,038	138	193,700
24 歳			20	197,005	3	199,300	121	200,914	144	200,338
25 歳			18	202,344	6	203,233	102	207,125	126	206,257
26 歳			16	206,863	3	204,600	124	213,973	143	212,981
27 歳			14	220,821	7	215,286	126	222,514	147	222,009
28 歳			13	227,115	5	222,580	133	230,064	151	229,562
29 歳			10	233,780	2	230,950	121	235,400	133	235,211
30 歳			7	235,529	2	229,250	123	245,766	132	244,973
31 歳			10	244,310	4	250,350	127	253,646	141	252,890
32 歳			15	258,280			134	259,975	149	259,804
33 歳			13	263,262	10	254,590	114	266,376	137	265,220
34 歳			11	267,527	8	266,963	88	270,932	107	270,285
35 歳			7	256,486	6	279,567	53	284,376	66	280,981
36 歳			15	280,247	5	279,240	67	286,107	87	284,702
37 歳			7	290,286	6	297,233	71	291,527	84	291,831
38 歳			15	295,287	6	305,717	50	303,242	71	301,770
39 歳			6	305,350	6	289,717	59	313,454	71	310,763
40 歳			12	316,758	4	330,400	36	322,176	52	321,559
41 歳			11	342,573	5	333,820	44	332,683	60	334,591
42 歳			11	334,982	4	336,525	45	335,843	60	335,731
43 歳			7	342,857	9	346,478	47	344,760	63	344,794
44 歳			12	338,442	11	349,155	49	351,381	72	348,884
45 歳	1	365,700	13	363,331	9	361,678	51	365,331	74	364,540
46 歳			28	353,171	16	356,263	61	367,588	105	362,018
47 歳			32	363,932	14	364,164	70	374,161	116	370,133
48 歳	1	365,700	30	364,802	21	361,733	86	378,307	138	372,758
49 歳			37	370,508	14	372,851	75	382,069	126	377,650
50 歳			24	367,725	16	366,287	88	383,471	128	378,371
51 歳			38	373,192	21	375,839	89	387,448	148	382,140
52 歳			32	379,918	13	379,455	118	390,108	163	387,258
53 歳	2	385,250	36	381,306	17	385,795	106	393,773	161	390,037
54 歳			26	395,831	15	396,564	92	397,695	133	397,203
55 歳	1	376,200	39	399,267	17	395,951	106	400,226	163	399,403
56 歳			42	400,095	19	391,594	128	409,112	189	405,347
57 歳			55	402,267	15	402,146	133	405,101	203	404,115
58 歳			49	401,770	15	397,415	125	410,151	189	406,968
59 歳	1	389,000	47	409,899	16	397,180	140	413,359	204	411,174
60歳以上			5	263,680	2	250,700	11	304,333	18	287,082
計	6		883		377		3,527		4,793	
平均給料月額	377,850 円		325,863 円		336,576 円		311,118 円		315,920 円	
平均年齢	52.2 歳		43.7 歳		45.2 歳		40.2 歳		41.3 歳	
学歴構成比	0.1 %		18.4 %		7.9 %		73.6 %		100.0 %	

3 公安職給料表（警察官）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18 歳			44	182,300					44	182,300
19 歳			46	187,898					46	187,898
20 歳			54	194,113	21	197,100			75	194,949
21 歳			48	202,969	13	203,638			61	203,111
22 歳			62	211,219	18	210,617	100	214,600	180	213,037
23 歳			82	219,384	11	218,791	72	219,576	165	219,428
24 歳			57	226,932	19	224,705	94	226,776	170	226,596
25 歳			75	236,149	16	231,744	107	233,753	198	234,498
26 歳			51	242,716	9	238,389	121	240,189	181	240,812
27 歳			54	251,967	9	248,022	113	249,494	176	250,177
28 歳			47	257,157	10	255,980	116	255,350	173	255,877
29 歳			58	265,021	8	258,813	133	262,317	199	262,964
30 歳			47	269,681	7	265,429	140	266,757	194	267,417
31 歳			34	273,347	13	267,831	139	273,583	186	273,138
32 歳			64	284,859	8	274,325	163	280,080	235	281,186
33 歳			47	289,026	12	290,167	161	287,960	220	288,308
34 歳			51	302,033	9	292,078	173	297,903	233	298,582
35 歳			64	314,258	11	297,273	123	308,424	198	309,690
36 歳			55	321,080	10	312,400	124	320,130	189	319,997
37 歳			61	328,207	9	320,656	130	330,721	200	329,501
38 歳			48	331,633	6	324,250	148	342,526	202	339,395
39 歳			45	347,080	6	330,067	116	350,520	167	348,858
40 歳			54	350,778	6	336,617	103	358,372	163	355,055
41 歳			40	361,405	12	360,225	106	369,672	158	366,861
42 歳			57	365,660	15	379,413	94	375,797	166	372,643
43 歳			50	381,362	5	400,040	92	388,441	147	386,428
44 歳			53	400,749	9	388,033	94	398,195	156	398,476
45 歳			64	398,028	9	399,744	86	400,783	159	399,615
46 歳			76	405,388	7	401,771	83	409,816	166	407,449
47 歳			67	407,685	3	387,900	81	407,873	151	407,393
48 歳			89	409,514	4	404,625	59	414,757	152	411,421
49 歳			87	413,254	9	405,211	43	416,170	139	413,635
50 歳			49	412,096	3	404,933	29	417,461	81	413,752
51 歳			65	419,525	2	409,950	38	425,084	105	421,354
52 歳			75	420,977	1	415,500	21	422,728	97	421,300
53 歳			83	422,722	1	400,600	34	426,305	118	423,567
54 歳			67	423,433			22	424,341	89	423,657
55 歳			104	423,734	3	424,467	34	428,801	141	424,972
56 歳			91	423,279	4	413,450	46	420,931	141	422,234
57 歳			108	424,030	2	417,150	60	424,145	170	423,990
58 歳			104	426,817	6	424,233	55	427,769	165	427,040
59 歳			125	424,493	3	425,167	57	427,084	185	425,302
60歳以上										
計			2,702		329		3,510		6,541	
平均給料月額			343,986 円		296,714 円		322,784 円		330,231 円	
平均年齢			41.0 歳		33.9 歳		36.9 歳		38.4 歳	
学歴構成比			41.3 %		5.0 %		53.7 %		100.0 %	

4 教育職給料表（2）（府立高校・特別支援学校の教育職員）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳										
19歳										
20歳										
21歳										
22歳							36	212,744	36	212,744
23歳							36	217,044	36	217,044
24歳					1	217,400	50	226,288	51	226,114
25歳			1	215,700			71	233,197	72	232,954
26歳					2	228,550	73	242,642	75	242,267
27歳							78	253,515	78	253,515
28歳							91	264,068	91	264,068
29歳							124	273,612	124	273,612
30歳							105	281,716	105	281,716
31歳					1	258,400	123	291,146	124	290,882
32歳					2	281,150	141	299,050	143	298,799
33歳					3	309,500	124	309,391	127	309,394
34歳					1	313,500	108	317,744	109	317,706
35歳					5	285,240	91	325,232	96	323,149
36歳					2	335,650	94	332,543	96	332,607
37歳					2	341,050	111	341,213	113	341,211
38歳							78	349,997	78	349,997
39歳			1	359,300			74	353,441	75	353,519
40歳					2	365,600	71	364,721	73	364,745
41歳					1	366,600	79	369,227	80	369,194
42歳					4	373,225	70	374,723	74	374,642
43歳			2	346,150	3	332,633	70	375,408	75	372,917
44歳			1	387,300	2	387,400	38	385,989	41	386,090
45歳					6	354,700	50	389,601	56	385,862
46歳					1	397,200	59	396,071	60	396,090
47歳					4	377,325	60	396,370	64	395,179
48歳					3	376,133	46	405,046	49	403,276
49歳			1	355,200	6	393,884	47	400,091	54	398,570
50歳			2	381,600	1	373,400	73	407,239	76	406,119
51歳					4	406,025	64	417,338	68	416,673
52歳					8	395,863	53	418,506	61	415,537
53歳					8	402,400	87	414,448	95	413,433
54歳			1	368,400	8	419,023	76	417,059	85	416,671
55歳					2	418,600	110	423,893	112	423,798
56歳					11	414,835	161	425,489	172	424,808
57歳					4	419,775	137	428,323	141	428,081
58歳					2	421,050	166	427,249	168	427,176
59歳					4	417,095	201	425,762	205	425,593
60歳以上					5	279,000	6	279,000	11	279,000
計			9		108		3,332		3,449	
平均給料月額			349,044 円		371,550 円		352,905 円		353,479 円	
平均年齢			44.1 歳		48.4 歳		41.9 歳		42.1 歳	
学歴構成比			0.3 %		3.1 %		96.6 %		100.0 %	

5 教育職給料表（3）（小・中学校の教育職員）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳										
19歳										
20歳					1	187,900			1	187,900
21歳										
22歳					2	204,300	100	212,980	102	212,810
23歳							139	217,571	139	217,571
24歳					4	219,225	127	225,018	131	224,841
25歳					2	222,900	145	233,252	147	233,111
26歳					1	240,800	171	243,157	172	243,143
27歳					2	236,700	172	254,744	174	254,536
28歳					3	253,267	178	264,529	181	264,342
29歳					4	262,850	187	274,601	191	274,355
30歳					5	274,020	205	283,029	210	282,814
31歳					5	285,000	254	292,697	259	292,549
32歳					1	266,800	239	302,308	240	302,160
33歳					9	300,078	237	310,678	246	310,290
34歳					11	311,145	214	320,265	225	319,820
35歳					3	319,900	179	327,984	182	327,851
36歳					14	320,171	222	334,968	236	334,090
37歳					9	340,689	206	343,115	215	343,013
38歳					9	343,978	175	349,991	184	349,697
39歳					15	344,127	160	356,189	175	355,155
40歳					11	345,064	169	363,500	180	362,374
41歳					10	364,380	159	368,965	169	368,694
42歳					15	367,333	162	371,368	177	371,026
43歳					14	376,693	125	379,009	139	378,776
44歳					9	378,310	110	381,250	119	381,028
45歳					22	383,827	95	387,783	117	387,039
46歳					17	379,441	81	394,109	98	391,565
47歳					22	383,329	107	391,603	129	390,192
48歳					17	382,947	118	401,318	135	399,005
49歳					14	385,902	79	406,917	93	403,753
50歳					19	400,434	95	409,540	114	408,022
51歳					28	403,037	78	406,779	106	405,791
52歳					15	400,082	78	410,959	93	409,205
53歳					25	403,951	77	412,285	102	410,242
54歳					15	408,345	78	417,346	93	415,894
55歳					25	403,515	95	420,411	120	416,891
56歳					26	400,181	116	422,528	142	418,436
57歳					29	405,771	96	423,857	125	419,661
58歳					42	406,764	119	426,349	161	421,240
59歳					26	408,099	119	423,487	145	420,727
60歳以上					11	276,300	13	276,300	24	276,300
計					512		5,479		5,991	
平均給料月額					373,783 円		333,572 円		337,008 円	
平均年齢					48.0 歳		38.1 歳		39.0 歳	
学歴構成比					8.5 %		91.5 %		100.0 %	

6 医療職給料表（1）（医師、歯科医師）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料額 円	人員	平均給料額 円	人員	平均給料額 円	人員	平均給料額 円	人員	平均給料額 円
18歳										
19歳										
20歳										
21歳										
22歳										
23歳										
24歳										
25歳							2	255,900	2	255,900
26歳							3	264,500	3	264,500
27歳										
28歳							1	305,800	1	305,800
29歳							1	305,800	1	305,800
30歳							1	335,000	1	335,000
31歳							1	346,500	1	346,500
32歳							1	358,700	1	358,700
33歳							2	305,500	2	305,500
34歳							1	399,000	1	399,000
35歳										
36歳							1	409,800	1	409,800
37歳							1	429,900	1	429,900
38歳							2	447,100	2	447,100
39歳							1	454,900	1	454,900
40歳							2	415,650	2	415,650
41歳										
42歳							1	463,344	1	463,344
43歳							1	504,000	1	504,000
44歳							1	498,800	1	498,800
45歳							3	474,521	3	474,521
46歳							3	496,168	3	496,168
47歳							2	438,347	2	438,347
48歳										
49歳							1	549,138	1	549,138
50歳										
51歳							2	532,147	2	532,147
52歳							1	528,748	1	528,748
53歳							2	540,808	2	540,808
54歳										
55歳										
56歳							3	541,074	3	541,074
57歳							1	502,400	1	502,400
58歳										
59歳							1	550,024	1	550,024
60歳以上							8	546,688	8	546,688
計							50		50	
平均給料月額							450,301	円	450,301	円
平均年齢							44.8	歳	44.8	歳
学歴構成比							100.0	%	100.0	%

7 医療職給料表（2）（薬剤師、獣医師、その他医療技術職員）

年齢	学歴		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分		人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人員	平均給料額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
18歳	人	円										
19歳												
20歳												
21歳												
22歳												
23歳									1	201,700	1	201,700
24歳									3	216,100	3	216,100
25歳									5	219,420	5	219,420
26歳									5	223,580	5	223,580
27歳									6	227,400	6	227,400
28歳									7	231,971	7	231,971
29歳									4	242,675	4	242,675
30歳									2	250,450	2	250,450
31歳									3	267,200	3	267,200
32歳							1	238,000	5	268,660	6	263,550
33歳									2	264,600	2	264,600
34歳									5	281,600	5	281,600
35歳									4	270,725	4	270,725
36歳									7	287,857	7	287,857
37歳									7	307,843	7	307,843
38歳							1	278,100	6	309,217	7	304,771
39歳									5	325,780	5	325,780
40歳												
41歳									5	329,680	5	329,680
42歳									4	349,625	4	349,625
43歳							1	337,800	5	328,640	6	330,167
44歳							2	350,850	2	350,900	4	350,875
45歳							1	348,100	4	372,075	5	367,280
46歳									11	366,164	11	366,164
47歳							1	384,900	7	378,171	8	379,013
48歳									5	371,020	5	371,020
49歳							1	327,100	3	375,100	4	363,100
50歳							1	370,700	5	382,220	6	380,300
51歳									5	382,980	5	382,980
52歳							1	379,100	5	384,620	6	383,700
53歳							2	395,700	3	396,671	5	396,282
54歳							1	397,400	6	396,813	7	396,897
55歳							1	396,200	3	399,550	4	398,713
56歳							1	397,400	3	399,599	4	399,049
57歳									2	414,218	2	414,218
58歳							1	396,600	3	397,400	4	397,200
59歳							1	397,400	1	402,077	2	399,739
60歳以上												
計							17		159		176	
平均給料月額							361,288	円	320,878	円	324,782	円
平均年齢							48.9	歳	40.6	歳	41.4	歳
学歴構成比							9.7	%	90.3	%	100.0	%

8 医療職給料表（3）（看護師等）

年齢	学歴		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分	人員	平均給料額		平均給料額		平均給料額		平均給料額		平均給料額	
			人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
		人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
18歳												
19歳												
20歳												
21歳												
22歳												
23歳												
24歳												
25歳												
26歳												
27歳												
28歳								1	221,900	1	221,900	
29歳							1	256,800	1	254,500	2	255,650
30歳							3	251,900			3	251,900
31歳												
32歳							4	238,100			4	238,100
33歳												
34歳							1	280,500			1	280,500
35歳							1	289,800	1	272,400	2	281,100
36歳							3	255,367			3	255,367
37歳							4	283,575			4	283,575
38歳							4	295,750			4	295,750
39歳							5	285,200			5	285,200
40歳							5	305,280			5	305,280
41歳							2	321,500			2	321,500
42歳							5	307,020			5	307,020
43歳							5	314,920			5	314,920
44歳							9	342,478			9	342,478
45歳							7	331,486			7	331,486
46歳							8	339,300			8	339,300
47歳							6	350,933			6	350,933
48歳							6	368,817			6	368,817
49歳							12	375,717			12	375,717
50歳							3	359,867			3	359,867
51歳							4	366,166			4	366,166
52歳							2	395,800			2	395,800
53歳							4	398,850			4	398,850
54歳				1	401,000		5	402,825			6	402,521
55歳							1	401,000			1	401,000
56歳				3	399,967		4	400,350			7	400,186
57歳				1	401,000						1	401,000
58歳							1	401,000			1	401,000
59歳				1	401,000		3	408,920			4	406,940
60歳以上												
計				6			118		3		127	
平均給料月額				400,483	円		337,656	円	249,600	円	338,544	円
平均年齢				56.3	歳		45.1	歳	30.7	歳	45.3	歳
学歴構成比				4.7	%		92.9	%	2.4	%	100.0	%

9 研究職給料表（研究職員）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳										
19歳										
20歳										
21歳										
22歳										
23歳							3	198,567	3	198,567
24歳							2	207,000	2	207,000
25歳							5	217,000	5	217,000
26歳							5	222,240	5	222,240
27歳							5	233,980	5	233,980
28歳							5	235,500	5	235,500
29歳							8	245,775	8	245,775
30歳							7	262,629	7	262,629
31歳							6	267,517	6	267,517
32歳							15	277,873	15	277,873
33歳							5	283,720	5	283,720
34歳							6	292,700	6	292,700
35歳							6	296,600	6	296,600
36歳							4	279,225	4	279,225
37歳							2	316,350	2	316,350
38歳							4	311,425	4	311,425
39歳							2	314,400	2	314,400
40歳							4	337,200	4	337,200
41歳							1	353,100	1	353,100
42歳							4	334,850	4	334,850
43歳							4	360,225	4	360,225
44歳							3	357,867	3	357,867
45歳							4	368,000	4	368,000
46歳							2	348,000	2	348,000
47歳							3	378,167	3	378,167
48歳							3	400,767	3	400,767
49歳							6	394,650	6	394,650
50歳							3	404,733	3	404,733
51歳							6	409,402	6	409,402
52歳							9	408,033	9	408,033
53歳							2	408,800	2	408,800
54歳							8	409,889	8	409,889
55歳							8	412,044	8	412,044
56歳							7	413,289	7	413,289
57歳							10	420,807	10	420,807
58歳							8	425,779	8	425,779
59歳							16	420,803	16	420,803
60歳以上										
計							201		201	
平均給料月額							338,877	円	338,877	円
平均年齢							42.7	歳	42.7	歳
学歴構成比							100.0	%	100.0	%

10 特定任期付職員給料表

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料額 円	人員	平均給料額 円	人員	平均給料額 円	人員	平均給料額 円	人員	平均給料額 円
18 歳										
19 歳										
20 歳										
21 歳										
22 歳										
23 歳										
24 歳										
25 歳										
26 歳										
27 歳							1	478,000	1	478,000
28 歳										
29 歳										
30 歳										
31 歳										
32 歳										
33 歳										
34 歳										
35 歳										
36 歳										
37 歳										
38 歳										
39 歳							1	616,000	1	616,000
40 歳										
41 歳										
42 歳							1	478,000	1	478,000
43 歳										
44 歳										
45 歳										
46 歳							1	478,000	1	478,000
47 歳										
48 歳										
49 歳										
50 歳										
51 歳										
52 歳										
53 歳										
54 歳										
55 歳										
56 歳										
57 歳										
58 歳										
59 歳										
60歳以上							1	540,000	1	540,000
計							5		5	
平均給料月額							518,000 円		518,000 円	
平均年齢							43.0 歳		43.0 歳	
学歴構成比							100.0 %		100.0 %	

11 行政職・公安職・教育職・医療職・研究職・特定任期付職員給料表の合計

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額	人員	平均給料 月額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18 歳			59	175,792					59	175,792
19 歳			65	179,894					65	179,894
20 歳			69	188,042	32	188,409			101	188,158
21 歳			64	195,591	17	196,288			81	195,737
22 歳			79	205,190	25	204,008	336	206,803	440	206,354
23 歳			100	214,667	17	208,224	365	210,365	482	211,182
24 歳			77	219,158	27	220,800	397	218,089	501	218,400
25 歳			94	229,459	24	223,879	437	227,027	555	227,303
26 歳			67	234,154	15	230,480	502	234,882	584	234,686
27 歳			68	245,554	18	234,033	501	245,174	587	244,876
28 歳			60	250,648	18	246,250	532	253,129	610	252,682
29 歳			68	260,426	15	256,040	579	262,775	662	262,382
30 歳			54	265,254	17	261,312	583	270,756	654	270,056
31 歳			44	266,748	23	268,113	653	280,475	720	279,241
32 歳			79	279,813	16	263,381	698	287,646	793	286,376
33 歳			60	283,443	34	284,032	645	296,562	739	294,920
34 歳			62	295,911	30	292,700	595	305,539	687	304,109
35 歳			71	308,562	26	293,196	457	316,079	554	314,042
36 歳			70	312,330	34	307,059	519	323,755	623	321,560
37 歳			68	324,303	30	318,397	528	332,322	626	330,784
38 歳			63	322,979	26	320,642	463	342,116	552	338,920
39 歳			52	342,500	32	322,081	418	348,391	502	346,104
40 歳			66	344,592	28	335,521	385	358,487	479	355,230
41 歳			51	357,343	30	354,840	394	364,617	475	363,218
42 歳			68	360,697	43	362,216	381	368,791	492	367,098
43 歳			59	375,600	37	359,527	344	375,532	440	374,196
44 歳			66	389,217	42	364,205	297	382,247	405	381,512
45 歳	1	365,700	77	392,170	54	372,106	293	388,404	425	386,962
46 歳			104	391,330	49	368,871	301	393,418	454	390,291
47 歳			99	393,543	50	373,901	330	392,640	479	390,870
48 歳	1	365,700	119	398,242	51	373,849	317	397,634	488	395,231
49 歳			125	400,137	56	383,365	254	399,778	435	397,768
50 歳			75	397,084	43	383,891	293	401,406	411	398,785
51 歳			103	402,431	59	391,293	282	406,064	444	403,258
52 歳			107	408,698	40	392,181	285	404,456	432	404,370
53 歳	2	385,250	119	410,193	57	397,612	311	408,767	489	407,717
54 歳			95	415,063	44	405,394	282	410,755	421	411,167
55 歳	1	376,200	143	417,061	49	402,588	356	415,914	549	414,951
56 歳			136	415,605	65	400,935	464	420,175	665	417,360
57 歳			164	416,591	50	406,259	439	419,673	653	417,872
58 歳			153	418,795	67	406,424	476	422,382	696	420,057
59 歳	1	389,000	173	420,393	53	406,292	535	422,191	762	420,633
60歳以上			5	263,680	18	274,206	39	346,848	62	319,051
計	6		3,600		1,461		16,266		21,333	
平均給料月額	377,850 円		339,648 円		343,599 円		330,677 円		333,089 円	
平均年齢	52.2 歳		41.7 歳		43.9 歳		39.2 歳		39.9 歳	
学歴構成比	0.0 %		16.9 %		6.9 %		76.2 %		100.0 %	

12 企業職給料表（企業職員）

年齢	学歴		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	
		人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
18歳												
19歳				1 160,800							1 160,800	
20歳												
21歳												
22歳									1 191,000		1 191,000	
23歳												
24歳									4 199,900		4 199,900	
25歳									1 196,200		1 196,200	
26歳												
27歳									2 229,200		2 229,200	
28歳									2 235,600		2 235,600	
29歳									2 233,200		2 233,200	
30歳									2 247,067		2 247,067	
31歳				1 259,600					3 247,067		3 247,067	
32歳									2 246,050		2 246,050	
33歳									3 254,067		3 254,067	
34歳												
35歳				1 277,000					2 261,450		2 261,450	
36歳									3 276,433		3 276,433	
37歳									2 288,200		2 288,200	
38歳									1 316,300		1 316,300	
39歳									2 286,700		2 286,700	
40歳									1 333,500		1 333,500	
41歳												
42歳									1 258,200		1 258,200	
43歳				1 343,500					1 437,833		1 437,833	
44歳				1 358,700					1 368,800		2 363,750	
45歳									1 371,200		1 371,200	
46歳									3 369,233		3 369,233	
47歳				1 390,300		1 398,433			3 366,633		5 377,727	
48歳												
49歳						1 371,500			1 379,000		2 375,250	
50歳				3 371,667					9 379,880		12 377,826	
51歳				1 331,400		1 381,200			4 393,437		6 381,058	
52歳									3 390,367		3 390,367	
53歳						1 393,800			3 393,233		4 393,375	
54歳									1 394,900		1 394,900	
55歳				2 403,739					3 398,357		5 400,510	
56歳				1 249,200		1 395,500			3 394,833		5 365,840	
57歳				1 388,300		1 394,900			6 396,012		8 394,909	
58歳						2 389,555			5 407,511		7 402,381	
59歳				2 390,150					8 412,124		10 407,729	
60歳以上												
計				16		8			87		111	
平均給料月額				341,349 円		389,305 円			340,015 円		343,759 円	
平均年齢				47.6 歳		53.6 歳			45.0 歳		46.0 歳	
学歴構成比				14.4 %		7.2 %			78.4 %		100.0 %	

13 現業職（協約）給料表（現業職員）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳										
19歳										
20歳										
21歳										
22歳										
23歳										
24歳										
25歳										
26歳										
27歳										
28歳										
29歳										
30歳										
31歳										
32歳										
33歳										
34歳										
35歳										
36歳										
37歳										
38歳										
39歳										
40歳										
41歳										
42歳					1	319,000			1	319,000
43歳					1	330,100			1	330,100
44歳										
45歳	1	348,700	1	338,800					2	343,750
46歳										
47歳			1	323,700	1	324,700	1	335,600	3	328,000
48歳			1	353,000					1	353,000
49歳	1	368,300	1	357,500					2	362,900
50歳	3	362,300	1	362,000	2	342,900			6	355,783
51歳	4	355,325	8	358,138					12	357,200
52歳	3	363,467	3	349,433					6	356,450
53歳	4	362,925							4	362,925
54歳	2	352,300	2	352,900					4	352,600
55歳	2	365,300	4	375,850	1	375,900			7	372,843
56歳	5	365,620	10	370,150					15	368,640
57歳	5	372,360	9	376,333	1	375,300			15	374,940
58歳	6	370,183	4	367,200					10	368,990
59歳	2	335,300	7	371,157	1	385,100			10	365,380
60歳以上	10	376,960	20	376,620	3	381,567			33	377,173
計	48		72		11		1		132	
平均給料月額	365,702 円		368,686 円		358,236 円		335,600 円		366,480 円	
平均年齢	55.8 歳		56.5 歳		53.3 歳		47.0 歳		55.9 歳	
学歴構成比	36.4 %		54.5 %		8.3 %		0.8 %		100.0 %	

第6表 職員の扶養手当の支給状況

その1 給料表別扶養親族数

給料表区分	職員数	受給職員数	扶養親族数				平均扶養親族数		平均手当額	
			配偶者	子	その他の扶養親族	計	職員1人当たり	受給職員1人当たり	職員1人当たり	受給職員1人当たり
全職員	21,576	10,044	4,995	14,326	444	19,765	0.9	2.0	9,108	19,565
行政職給料表	4,793	1,787	898	2,298	138	3,334	0.7	1.9	7,100	19,043
公安職給料表	6,541	3,874	2,535	6,119	62	8,716	1.3	2.2	12,882	21,751
教育職給料表(2)	3,449	1,479	615	1,917	81	2,613	0.8	1.8	7,771	18,122
教育職給料表(3)	5,991	2,535	756	3,514	133	4,403	0.7	1.7	7,410	17,512
医療職給料表(1)	50	21	14	30	1	45	0.9	2.1	8,130	19,357
医療職給料表(2)	176	60	23	96	-	119	0.7	2.0	7,128	20,908
医療職給料表(3)	127	69	18	119	7	144	1.1	2.1	11,988	22,065
研究職給料表	201	91	47	112	7	166	0.8	1.8	8,134	17,967
特定任期付職員給料表	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	21,333	9,916	4,906	14,205	429	19,540	0.9	2.0	9,108	19,595
企業職給料表	111	58	40	76	2	118	1.1	2.0	10,784	20,638
現業職(協約)給料表	132	70	49	45	13	107	0.8	1.5	7,636	14,400

(注) 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。

その2 扶養親族数別職員数

区分	受給職員数	うち扶養親族である配偶者を有する者	うち扶養親族である子を有する者	うち配偶者・子以外の扶養親族を有する者
計	10,044	4,995	8,522	381
1人	4,162	1,274	2,710	178
2人	2,905	1,282	2,838	111
3人	2,232	1,760	2,229	47
4人	640	581	640	31
5人	95	90	95	11
6人以上	10	8	10	3

第7表 職員の地域手当の支給状況

給料表区分	支給地域別受給職員数(構成比)						平均手当 月額
	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	計	
全職員	人 22 (0.1%)	人 8,913 (41.3%)	人 6,058 (28.1%)	人 1,379 (6.4%)	人 5,204 (24.1%)	人 21,576 (100.0%)	円 23,899
行政職給料表	22 (0.5%)	2,800 (58.4%)	740 (15.4%)	153 (3.2%)	1,078 (22.5%)	4,793 (100.0%)	25,448
公安職給料表	- (-)	4,713 (72.0%)	967 (14.8%)	141 (2.2%)	720 (11.0%)	6,541 (100.0%)	29,518
教育職給料表(2)	- (-)	1,107 (32.1%)	1,045 (30.3%)	247 (7.2%)	1,050 (30.4%)	3,449 (100.0%)	23,410
教育職給料表(3)	- (-)	50 (0.8%)	3,010 (50.2%)	807 (13.5%)	2,124 (35.5%)	5,991 (100.0%)	16,568
医療職給料表(1)	- (-)	24 (48.0%)	20 (40.0%)	1 (2.0%)	5 (10.0%)	50 (100.0%)	82,205
医療職給料表(2)	- (-)	45 (25.6%)	42 (23.9%)	6 (3.4%)	83 (47.1%)	176 (100.0%)	19,427
医療職給料表(3)	- (-)	- (-)	117 (92.1%)	- (-)	10 (7.9%)	127 (100.0%)	18,399
研究職給料表	- (-)	90 (44.8%)	38 (18.9%)	9 (4.5%)	64 (31.8%)	201 (100.0%)	24,145
特定任期付 職員給料表	- (-)	5 (100.0%)	- (-)	- (-)	- (-)	5 (100.0%)	48,692
小計	22 (0.1%)	8,834 (41.4%)	5,979 (28.0%)	1,364 (6.4%)	5,134 (24.1%)	21,333 (100.0%)	23,907
企業職給料表	- (-)	32 (28.8%)	58 (52.3%)	9 (8.1%)	12 (10.8%)	111 (100.0%)	24,999
現業職(協約) 給料表	- (-)	47 (35.6%)	21 (15.9%)	6 (4.6%)	58 (43.9%)	132 (100.0%)	21,678

(注) 1 地域手当の支給地域別の支給割合は、下表のとおりである。

区分	支給地域	現行支給割合
1級地	東京都の特別区	100分の17.4
2級地	京都市	100分の9.4
3級地	宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、 乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町	100分の5.4
4級地	木津川市、綴喜郡井手町、綴喜郡宇治田原町、相楽郡笠置町、 相楽郡和束町、相楽郡精華町、相楽郡南山城村	100分の4.4
5級地	2級地から4級地まで以外の府内の地域	100分の3.2

2 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の支給割合は、支給地域の区分にかかわらず、100分の16である。

第8表 職員の住居手当の支給状況

給料表区分	職員数	受給 職員数	平均手当月額		職員自らが居住する住宅				単身赴任者の配偶者が居住する住宅
			職員1人当たり	受給職員1人当たり	手当月額11,000円以下の受給者	手当月額11,100円以上30,000円未満の受給者	手当月額30,000円以上の受給者	小計	
	人	人	円	円	人	人	人	人	人
全職員	21,576	5,159	6,679	27,935	19	2,201	2,928	5,148	17 (6)
行政職給料表	4,793	1,332	7,712	27,751	3	592	733	1,328	6 (2)
公安職給料表	6,541	1,153	4,915	27,882	14	420	712	1,146	10 (3)
教育職給料表(2)	3,449	1,009	8,221	28,102	2	437	570	1,009	1 (1)
教育職給料表(3)	5,991	1,492	6,981	28,032	-	678	814	1,492	- (-)
医療職給料表(1)	50	9	5,400	30,000	-	-	9	9	- (-)
医療職給料表(2)	176	56	8,761	27,534	-	29	27	56	- (-)
医療職給料表(3)	127	17	3,721	27,800	-	8	9	17	- (-)
研究職給料表	201	50	6,844	27,514	-	20	30	50	- (-)
特定任期付職員給料表	5	-	-	-	-	-	-	-	- (-)
小計	21,333	5,118	6,701	27,931	19	2,184	2,904	5,107	17 (6)
企業職給料表	111	26	6,748	28,808	-	9	17	26	- (-)
現業職(協約)給料表	132	15	3,157	27,780	-	8	7	15	- (-)

(注) 「単身赴任者の配偶者が居住する住宅」欄の()内は、「職員自らが居住する住宅」についての手当も受給している者の人数である。

第9表 職員の特地勤務（へき地）手当等及び初任給調整手当の支給状況

給料表区分	職員数	特地勤務（へき地）手当等			初任給調整手当		
		受給職員数	平均手当月額		受給職員数	平均手当月額	
			職員1人当たり	受給職員1人当たり		職員1人当たり	受給職員1人当たり
	人	人	円	円	人	円	円
全職員	21,576	116	96	17,852	90	603	144,558
行政職給料表	4,793	9	24	12,653	-	-	-
公安職給料表	6,541	12	26	14,281	-	-	-
教育職給料表(2)	3,449	-	-	-	-	-	-
教育職給料表(3)	5,991	92	290	18,907	-	-	-
医療職給料表(1)	50	-	-	-	47	238,084	253,281
医療職給料表(2)	176	-	-	-	35	5,045	25,369
医療職給料表(3)	127	-	-	-	-	-	-
研究職給料表	201	3	230	15,395	8	1,085	27,263
特定任期付職員給料表	5	-	-	-	-	-	-
小計	21,333	116	97	17,852	90	610	144,558
企業職給料表	111	-	-	-	-	-	-
現業職（協約）給料表	132	-	-	-	-	-	-

第10表 職員の管理職手当の支給状況

給料表区分	職員数	支給区分別受給職員数										平均手当月額		
		1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	8種	9種	計	職員1人あたり	受給職員1人あたり	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円	円
全職員	21,576	34	127	130	143	42	282	83	363	331	1,535		4,758	66,877
行政職給料表	4,793	32	88	70	88	-	257	-	13	42	590		9,510	77,258
公安職給料表	6,541	-	20	52	42	-	-	-	-	-	114		1,624	93,196
教育職給料表(2)	3,449	-	-	-	-	16	-	34	61	71	182		2,839	53,806
教育職給料表(3)	5,991	-	-	-	-	26	-	49	288	218	581		5,101	52,603
医療職給料表(1)	50	1	11	3	6	-	-	-	-	-	21		48,622	115,767
医療職給料表(2)	176	-	-	1	2	-	5	-	-	-	8		3,141	69,100
医療職給料表(3)	127	-	-	-	2	-	1	-	-	-	3		1,794	75,933
研究職給料表	201	1	4	2	3	-	10	-	-	-	20		8,164	82,045
特定任期付職員給料表	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-
小計	21,333	34	123	128	143	42	273	83	362	331	1,519		4,754	66,764
企業職給料表	111	-	4	2	-	-	9	-	1	-	16		11,183	77,581
現業職(協約)給料表	132	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-

第11表 職員の通勤手当の支給状況

給料表区分	職員数	通勤方法別受給職員数					平均手当月額	
		交通機関 利用者 A	交通用具使用者		併用者 D	計 (A+B+C+D)	職員 1人 当たり	受給職員 1人 当たり
			自動車・ バイクを 使用する 者 B	自転車の みを使用 する者 C				
全職員	21,576	5,866	11,330	774	552	18,522	9,444	11,001
行政職給料表	4,793	2,321	1,248	265	172	4,006	11,732	14,037
公安職給料表	6,541	2,519	2,564	386	173	5,642	9,160	10,620
教育職給料表(2)	3,449	507	2,354	64	77	3,002	9,597	11,025
教育職給料表(3)	5,991	278	4,776	37	101	5,192	7,614	8,786
医療職給料表(1)	50	23	8	2	-	33	7,754	11,748
医療職給料表(2)	176	63	60	7	8	138	12,373	15,780
医療職給料表(3)	127	15	96	1	-	112	7,171	8,132
研究職給料表	201	70	74	6	19	169	13,432	15,975
特定任期付 職員給料表	5	4	-	-	-	4	28,150	35,187
小計	21,333	5,800	11,180	768	550	18,298	9,430	10,995
企業職給料表	111	51	48	2	2	103	12,417	13,381
現業職(協約) 給料表	132	15	102	4	-	121	9,086	9,912

第12表 再任用職員の適用給料表別人員

給料表区分	フルタイム勤務職員数	短時間勤務職員数
全職員	783	261
60歳	285	25
61歳	220	41
62歳	166	36
63歳	72	74
64歳	40	85
行政職給料表	190	175
公安職給料表	82	-
教育職給料表(2)	291	37
教育職給料表(3)	185	9
医療職給料表(2)	4	5
医療職給料表(3)	-	8
研究職給料表	13	9
小計	765	243
企業職給料表	7	4
現業職(協約)給料表	11	14

2 民間給与関係資料

令和3年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、府の一般職の職員の給与を検討するため、令和3年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

京都府人事委員会、人事院及び京都市人事委員会等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の府内の民間事業所 909事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

イ 調査対象職種

54職種（行政職に相当する職種22職種 その他の職種32職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を地域、産業、規模等によって24層に層化し、これらの層から224事業所を無作為に抽出（層化無作為抽出法）し、調査を行った。

調査の完結した事業所は第13表その1のとおりである。

イ 従業員の抽出

調査対象は、常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者とし、臨時の者及び役員等を除外して抽出した。

これらの従業員数は第13表その2のとおりである。

(5) 集 計

総計及び平均の算出に際しては、得られた調査結果を上記(3)のアに示す母集団に復元して行った。

第13表 職種別民間給与実態調査の対象

その1 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模	規 模 計			
		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	
産 業 計	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
	196	87	82	27	
農業, 林業, 漁業, 鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業	9	4	-	5	
製造業	84	31	39	14	
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業, 郵便業	30	20	7	3	
卸売業, 小売業	16	4	10	2	
金融業, 保険業, 不動産業, 物品賃貸業	17	13	4	-	
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業	40	15	22	3	

- (注) 1 上記のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が4事業所、調査不能の事業所が24事業所あった。
- 2 調査対象事業所224事業所から企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した4事業所を除いた220事業所に占める調査完了事業所の割合（調査完了率）は、89.1%である。

その2 産業別調査従業員数

産 業	項 目	調査対象 事業所の 従業員数	調 査 完 了 事 業 所		
			従業員数	調査対象 職種該当 従業員数	調査実人員 うち初任給 関係職種
産 業 計		人	人	人	人
		137,654	36,594	19,371	11,725
農業, 林業, 漁業, 鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業		2,676	784	557	487
製造業		68,751	21,473	13,128	7,117
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業, 郵便業		19,304	4,246	1,099	829
卸売業, 小売業		9,201	1,964	1,011	813
金融業, 保険業, 不動産業, 物品賃貸業		7,287	1,923	1,156	942
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業		30,435	6,204	2,420	1,537

第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴 (新規学卒者)	規 模 計	初任給			
			500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	
事務員・技術者計	大 学 卒	213,663	219,609	211,219	202,179	
	短 大 卒	183,335	179,226	186,499	190,600	
	高 校 卒	168,186	167,183	168,188	180,000	
	事 務 員	大 学 卒	211,594	218,844	209,280	199,229
		短 大 卒	179,450	168,300	185,676	190,600
		高 校 卒	167,010	166,154	169,380	180,000
	技 術 者	大 学 卒	218,800	221,024	216,467	235,000
		短 大 卒	196,416	197,573	192,823	-
		高 校 卒	170,874	171,766	167,312	180,000

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所について平均したもの）で、職員の地域手当のように一律に支給される給与を含めた額である。
 2 時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除外した額である。
 3 事務員と技術者のみを対象としたものである。

第15表 民間における初任給の改定状況

学 歴	企 業 規 模	項 目	新 規 学 卒 者 の 採 用 有 り	初 任 給 の 改 定 状 況			採 用 な し
				増 額	据 置 き	減 額	
				%	%	%	
大 学 卒	規 模 計		38.7	(33.9)	(63.8)	(2.3)	61.3
		500人以上	31.8	(46.8)	(53.2)	-	68.2
		100人以上500人未満	54.6	(21.9)	(73.9)	(4.2)	45.4
		100人未満	22.6	(51.0)	(49.0)	-	77.4
高 校 卒	規 模 計		14.1	(27.6)	(72.4)	-	85.9
		500人以上	16.1	(36.1)	(63.9)	-	83.9
		100人以上500人未満	12.5	(28.4)	(71.6)	-	87.5
		100人未満	12.4	-	(100.0)	-	87.6

- (注) () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100%とした割合である。

第16表 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
	%	%	%	%
係 員	19.4	28.8	0.8	51.0
課 長 級	9.1	21.7	0.8	68.4

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第17表 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし	
		実 施	増 額	減 額			変化なし
	%	%	%	%	%	%	
係 員	86.4	85.3	21.5	4.5	59.3	1.1	13.6
課 長 級	68.9	67.8	14.3	3.4	50.1	1.1	31.1

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第18表 企業規模別、職種別、年齢階層別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種（事務・技術関係職種）

企業規模 項目 職種名	規模計			500人以上			100人以上500人未満			100人未満		
	調査 実人員	平均 年齢	平均 給与月額	調査 実人員	平均 年齢	平均 給与月額	調査 実人員	平均 年齢	平均 給与月額	調査 実人員	平均 年齢	平均 給与月額
	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円
支店長 工場長	30	52.4	748,787	17	52.5	906,566	11	52.0	619,635	2	53.5	425,138
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32～35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36～39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40～43	3	-	470,749	*	-	*	*	-	*	*	-	*
44～47	3	-	626,693	*	-	*	2	-	562,475	-	-	-
48～51	6	-	1,013,689	5	-	1,103,157	*	-	*	-	-	-
52～55	9	-	782,056	6	-	852,390	3	-	679,016	-	-	-
56～59	8	-	740,917	4	-	841,965	4	-	633,530	-	-	-
60～	*	-	*	-	-	-	-	-	-	*	-	*
大学卒	18	50.5	801,276	11	51.0	954,744	6	51.2	649,090	*	*	*
短大卒	2	52.5	690,444	*	*	*	*	*	*	-	-	-
高校卒	10	56.0	662,837	5	54.6	805,664	4	54.7	595,114	*	*	*
中学卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事務部長 技術部長	590	52.9	660,662	346	53.6	724,115	213	51.7	573,974	31	52.7	507,878
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32～35	*	-	*	-	-	-	*	-	*	-	-	-
36～39	5	-	637,086	*	-	*	4	-	638,203	-	-	-
40～43	19	-	530,740	3	-	678,285	13	-	523,337	3	-	448,592
44～47	50	-	603,176	29	-	659,140	20	-	526,893	*	-	*
48～51	149	-	628,533	75	-	701,509	65	-	560,385	9	-	520,504
52～55	187	-	674,537	119	-	728,747	58	-	582,244	10	-	481,197
56～59	165	-	704,243	113	-	746,910	47	-	601,650	5	-	594,146
60～	14	-	662,053	6	-	791,704	5	-	676,501	3	-	487,667
大学卒	460	53.1	680,980	291	53.7	731,325	155	51.8	592,080	14	52.2	502,298
短大卒	55	51.3	611,288	24	51.7	716,421	28	50.3	539,319	3	55.8	489,111
高校卒	74	52.8	568,420	31	53.1	649,507	30	52.4	516,726	13	52.9	520,867
中学卒	*	*	*	-	-	-	-	-	-	*	*	*
事務部次長 技術部次長	231	50.4	586,784	113	50.5	679,963	105	50.4	514,003	13	49.6	442,681
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	*	-	*	-	-	-	-	-	-	*	-	*
32～35	*	-	*	-	-	-	*	-	*	-	-	-
36～39	6	-	471,973	*	-	*	5	-	409,272	-	-	-
40～43	15	-	560,890	9	-	637,674	6	-	459,381	-	-	-
44～47	44	-	569,376	23	-	642,255	18	-	493,548	3	-	463,133
48～51	52	-	612,660	28	-	695,321	20	-	537,903	4	-	465,528
52～55	70	-	579,676	32	-	661,169	35	-	526,034	3	-	423,902
56～59	40	-	628,453	19	-	764,051	19	-	539,961	2	-	422,900
60～	2	-	485,880	*	-	*	*	-	*	-	-	-
大学卒	190	50.1	606,799	103	50.5	690,355	79	50.0	521,772	8	48.1	443,563
短大卒	15	50.1	480,622	4	50.8	485,454	11	49.9	479,155	-	-	-
高校卒	26	52.4	504,753	6	50.6	604,345	15	53.2	499,552	5	51.9	441,303
中学卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事務課長 技術課長	1,446	49.8	562,169	910	50.1	606,153	446	48.6	473,496	90	50.2	390,118
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	4	-	414,405	3	-	476,393	*	-	*	-	-	-
32～35	15	-	477,152	10	-	522,828	5	-	403,141	-	-	-
36～39	67	-	516,036	37	-	588,126	29	-	413,762	*	-	*
40～43	167	-	531,529	100	-	576,399	59	-	450,508	8	-	355,884
44～47	310	-	539,033	177	-	584,030	107	-	481,325	26	-	399,933
48～51	313	-	563,119	200	-	609,850	93	-	477,761	20	-	367,554
52～55	308	-	591,172	213	-	624,603	80	-	493,113	15	-	398,384
56～59	254	-	580,772	167	-	619,371	69	-	482,853	18	-	411,096
60～	8	-	535,772	3	-	646,408	3	-	534,891	2	-	420,857
大学卒	1,104	49.5	577,428	760	49.9	611,030	295	47.6	483,429	49	50.5	385,563
短大卒	139	50.2	515,550	66	51.0	594,330	58	49.4	462,088	15	49.3	361,164
高校卒	201	51.4	489,826	84	52.3	554,702	92	51.0	449,756	25	50.2	417,166
中学卒	2	49.9	434,793	-	-	-	*	*	*	*	*	*

企業規模 項目 職種名	規 模 計			500人以上			100人以上500人未満			100人未満		
	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額
	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円
事務課長代理 技術課長代理	389	46.3	456,328	280	46.3	472,487	87	44.9	412,071	22	49.6	393,683
～19 歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	2	-	484,800	2	-	484,800	-	-	-	-	-	-
32～35	22	-	433,542	19	-	430,359	3	-	460,690	-	-	-
36～39	51	-	388,758	33	-	396,607	17	-	371,728	-	-	*
40～43	56	-	420,065	32	-	422,795	20	-	428,097	4	-	369,892
44～47	72	-	429,192	46	-	444,390	21	-	408,394	5	-	361,112
48～51	76	-	492,181	64	-	505,916	10	-	416,069	2	-	391,014
52～55	63	-	516,987	47	-	553,642	11	-	429,058	5	-	376,044
56～59	46	-	514,014	37	-	524,839	4	-	453,564	5	-	484,320
60～	*	-	*	-	-	-	*	-	*	-	-	-
大学卒	288	45.1	460,655	217	45.1	470,707	57	43.5	427,312	14	49.4	411,701
短大卒	38	49.9	490,139	26	50.5	534,600	9	46.8	392,986	3	52.0	369,875
高校卒	63	50.1	414,675	37	51.5	440,617	21	47.9	379,203	5	48.5	360,183
中学卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事務係長 技術係長	1,431	46.8	411,975	896	47.3	429,492	434	45.2	372,120	101	46.2	352,668
～19 歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	4	-	247,752	*	-	*	3	-	249,000	-	-	-
28～31	18	-	319,623	12	-	339,734	6	-	274,585	-	-	-
32～35	93	-	347,363	57	-	362,514	29	-	326,959	7	-	300,812
36～39	188	-	377,025	105	-	393,647	72	-	354,725	11	-	314,825
40～43	215	-	413,950	141	-	434,961	56	-	366,097	18	-	332,514
44～47	254	-	419,241	146	-	434,863	87	-	378,391	21	-	406,731
48～51	240	-	419,284	134	-	438,357	82	-	387,961	24	-	354,945
52～55	252	-	433,648	176	-	445,604	66	-	397,424	10	-	350,333
56～59	166	-	428,259	124	-	439,471	32	-	390,047	10	-	348,008
60～	*	-	*	-	-	-	*	-	*	-	-	-
大学卒	920	45.5	418,374	610	46.0	432,235	271	43.5	374,614	39	45.2	359,727
短大卒	203	48.3	395,205	105	48.7	417,312	78	47.8	376,481	20	47.9	338,635
高校卒	303	50.5	398,892	177	52.4	423,877	84	48.4	360,641	42	46.2	352,752
中学卒	5	52.2	412,099	4	54.4	431,818	*	*	*	-	-	-
事務主任 技術主任	1,527	42.3	376,105	849	42.4	394,662	587	42.0	334,875	91	41.1	279,933
～19 歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	36	-	269,099	11	-	303,048	21	-	257,865	4	-	228,513
28～31	147	-	307,022	85	-	320,115	50	-	275,587	12	-	252,584
32～35	225	-	347,886	136	-	356,270	80	-	315,248	9	-	286,089
36～39	223	-	368,421	127	-	383,344	85	-	328,494	11	-	279,226
40～43	237	-	377,526	119	-	409,603	102	-	336,677	16	-	272,138
44～47	197	-	386,426	97	-	419,903	84	-	354,652	16	-	277,220
48～51	181	-	403,350	90	-	429,840	75	-	357,498	16	-	303,035
52～55	163	-	433,162	108	-	445,794	52	-	368,192	3	-	291,250
56～59	117	-	404,278	76	-	415,731	37	-	365,083	4	-	340,594
60～	*	-	*	-	-	-	*	-	*	-	-	-
大学卒	1,054	40.2	378,132	611	40.4	393,111	406	40.1	335,947	37	37.7	269,690
短大卒	221	46.4	361,891	102	46.5	391,204	98	46.5	330,330	21	46.0	291,968
高校卒	247	49.5	376,879	132	51.9	406,842	83	46.4	334,911	32	41.9	284,576
中学卒	5	52.5	368,714	4	54.6	387,133	-	-	-	*	*	*
事務係員 技術係員	4,674	37.2	308,491	2,637	37.4	325,163	1,689	36.1	282,175	348	40.9	261,974
～19 歳	20	-	188,549	15	-	192,318	2	-	158,517	3	-	188,050
20～23	201	-	215,913	107	-	217,095	83	-	216,905	11	-	196,924
24～27	937	-	250,263	563	-	256,931	341	-	239,738	33	-	203,920
28～31	731	-	278,516	397	-	291,057	291	-	259,666	43	-	240,896
32～35	552	-	315,488	300	-	335,611	214	-	287,058	38	-	253,932
36～39	407	-	340,035	221	-	370,235	160	-	291,403	26	-	256,926
40～43	366	-	346,497	185	-	378,690	149	-	303,155	32	-	268,925
44～47	378	-	344,697	204	-	370,420	129	-	314,347	45	-	281,547
48～51	440	-	334,308	253	-	347,746	138	-	321,908	49	-	282,103
52～55	354	-	357,694	208	-	369,971	107	-	349,346	39	-	293,338
56～59	272	-	376,767	174	-	392,988	73	-	347,045	25	-	284,380
60～	16	-	424,370	10	-	484,516	2	-	202,920	4	-	347,420
大学卒	3,033	34.2	312,058	1,727	34.1	328,971	1,153	34.1	282,203	153	37.2	260,676
短大卒	620	42.2	296,952	304	43.8	313,115	260	39.7	280,213	56	42.1	260,421
高校卒	1,009	44.8	303,490	603	45.9	318,047	272	41.9	284,321	134	44.4	264,352
中学卒	12	47.3	266,659	3	55.0	283,125	4	37.9	260,961	5	46.4	255,215

(注) 1 平均給与月額とは、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。(その2において同じ。)

2 「*」は、調査実人員が1人の場合である。(その2において同じ。)

3 平均年齢及び平均給与月額は、得られた調査結果を調査対象事業所に勤務する調査対象職種該当従業員数に復元して算出した。(その2において同じ。)

(参考) 調査職種の該当要件

職 種	要 件	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 工 場 長	構成員50人以上の支店（社）・工場長の長（取締役兼任者を除く。）
	事 務 部 長 技 術 部 長	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
	事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	事 務 課 長 技 術 課 長	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
	事 務 係 長 技 術 係 長	係の長及び係長級専門職
	事 務 主 任 技 術 主 任	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	事 務 係 員 技 術 係 員	上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員・技術者

(注) 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいい、「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいい、「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

(参考) 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表	府内の民間事業所		
	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模50人以上100人未満の事業所
10 級	部 長 等	部 長 等	部 長 等
9 級			
8 級	課 長	部 長 等	部 長 等
7 級			
6 級	課 長 代 理	課 長	課 長
5 級			
4 級	係 長	課 長 代 理	課 長 代 理
3 級			
2 級	主 任	主 任	主 任
1 級	係 員	係 員	係 員

(注) 部長等には、支店長・工場長、部次長を含む。

その2 給与比較の対象外職種（企業規模計）

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平均給与月額	備 考
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	-	-	-	見習及び外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	6	54.8	261,416	
	守 衛	-	-	-	
	用 務 員	-	-	-	
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	8	57.0	895,246	
	大 学 教 授	141	57.5	759,551	
	大 学 准 教 授	96	46.7	595,207	
	大 学 講 師	60	43.1	444,804	
	大 学 助 教	43	40.8	423,156	
職 種	高 等 学 校 校 長	*	*	*	
	高 等 学 校 教 頭	6	50.8	665,184	
	高 等 学 校 教 諭	76	43.2	511,288	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	-	-	-	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者
	研 究 部 (課) 長	56	49.6	619,203	
	研 究 室 (係) 長	29	42.9	430,847	
	主 任 研 究 員	68	41.7	445,584	
	研 究 員	121	32.0	333,089	
	研 究 補 助 員	-	-	-	

第19表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	家族手当制度がない
80.4%	(80.9%)	19.6%

(注) () 内は、家族手当制度がある事業所を100%とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,024円
配偶者と子1人	18,374円
配偶者と子2人	24,461円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第20表 民間における在宅勤務手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

在宅勤務を実施している	在宅勤務手当を支給する	在宅勤務手当を支給しない	在宅勤務を実施していない
63.1 %	(28.4) %	(71.6) %	36.9 %

(注) () 内は、在宅勤務を実施している事業所を100%とした割合である。

その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
18.8 %	81.2 %

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち、在宅勤務手当を支給しない事業所を100%とした割合である。

第21表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	部長級（非役員）		課長級		係員	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%	%	%
規模計		39.0	61.0	40.0	60.0	47.8	52.2
	500人以上	33.5	66.5	33.3	66.7	47.0	53.0
	100人以上500人未満	43.8	56.2	44.3	55.7	48.1	51.9
	100人未満	41.2	58.8	49.0	51.0	50.5	49.5

第22表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0%	81.7%	18.3%	0.0%

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100%とした割合である。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	項目	給与減額あり	給与減額なし	
			60歳で減額	
係員		80.3%	64.8%	19.7%
課長級		80.3%	64.8%	19.7%

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む。

(第24表において同じ。)

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100%とした割合である。

第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	係員
75.3%	70.6%

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100%とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 生計費関係資料

令和3年4月の標準生計費算定方法の概要

府民一般の標準的な生活の水準を把握するため、人事院が行う計算方法により、「家計調査」(総務省)等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

なお、職員給与決定に当たっては、標準生計費を参考にするとともに、生計費を踏まえて民間給与が決定されていると考えられることから、「2 民間給与関係資料」に示す民間給与と水準の均衡を図ることを通じて、生計費が反映されることとなる。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- 食料費 …… 食料
- 住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 …… 被服及び履物
- 雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費Ⅱ …… その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、「家計調査」における令和3年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費動向の変動分を反映して、令和3年4月の費目別標準生計費を算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和2年1月～12月の家計調査の調査世帯(全国・勤労者世帯)のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第25表 京都市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和3年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	28,670	45,950	53,670	61,390	69,110
住居関係費	40,630	49,480	42,600	35,730	28,870
被服・履物費	5,050	5,680	7,110	8,550	9,990
雑費Ⅰ	21,950	47,380	58,730	70,080	81,440
雑費Ⅱ	6,920	20,380	19,930	19,480	19,030
合計	103,220	168,870	182,040	195,230	208,440

4 労働経済関係資料

第26表 労働経済指標

項目	年 月													
	令和2年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年 1月	2月	3月	4月	5月
民間 給与（厚生労働省毎 勤調査）	全 国	金額	301,517	542,556	419,466	302,116	300,769	315,332	665,650	304,569	298,047	319,903	313,716	309,110
		対前年同月 増減率	△1.1%	△2.8	△1.4	△1.5	△1.4	△1.0	△2.6	△3.0	△0.7	△0.2	0.7	2.0
全 産 業	京都市府	金額	279,891円	481,237	363,625	272,805	277,246	271,864	591,267	282,313	273,612	282,446	285,114	281,015
		対前年同月 増減率	△1.9%	△1.4	△1.9	△1.4	0.2	△2.2	△2.9	△1.6	1.4	1.2	0.8	1.9
製造業 （きまって 支給する 給与）	全 国	金額	295,668円	287,170	290,945	292,682	291,134	296,294	294,168	293,031	292,791	297,340	300,317	294,857
		対前年同月 増減率	△1.3%	△2.6	△2.2	△1.3	△1.6	△0.7	△1.2	△0.7	0.0	△0.3	1.1	1.6
製造業 （きまって 支給する 給与）	京都市府	金額	269,358円	258,829	265,080	266,371	263,403	267,440	267,558	270,134	270,531	270,329	274,931	269,876
		対前年同月 増減率	△2.2%	△3.9	△2.8	△1.8	△2.4	△1.1	△2.5	△1.3	1.3	0.9	2.1	4.3
製造業 （きまって 支給する 給与）	全 国	金額	323,070円	310,190	312,898	317,732	316,293	323,850	325,397	319,384	323,389	326,669	330,899	322,882
		対前年同月 増減率	△2.8%	△5.1	△5.6	△4.2	△3.8	△2.1	△1.8	△1.5	△0.3	△0.4	0.6	2.4
製造業 （きまって 支給する 給与）	京都市府	金額	324,535円	311,252	313,936	315,455	314,010	317,540	317,800	325,609	327,879	332,772	337,862	333,390
		対前年同月 増減率	△1.7%	△3.5	△4.5	△2.7	△2.9	△3.2	△2.8	△2.8	2.3	1.1	2.7	4.1
消費支出（2人以上の世帯）	全 国	金額	267,922円	252,017	273,699	266,897	276,360	283,508	278,718	315,007	267,760	252,451	309,800	301,043
		対前年同月増減率	△11.0%	△16.2	△1.1	△7.3	△6.7	△10.2	1.4	0.0	△6.8	△7.1	6.0	12.4
消費支出（2人以上の世帯）	近畿地方	エンゲル係数	27.0%	30.2	27.0	28.1	29.1	27.0	27.1	26.8	27.7	24.4	24.3	27.2
		金額	246,862円	237,432	254,075	251,393	259,678	267,928	283,697	313,392	259,847	239,526	293,890	274,367
消費支出（2人以上の世帯）	京都市	エンゲル係数	29.4%	31.8	28.6	29.2	30.2	28.2	27.0	27.5	29.3	26.0	26.4	28.7
		金額	253,993円	221,095	225,780	247,954	279,910	239,840	265,504	293,257	263,510	247,823	289,174	303,281
消費物価指数（総合）	全 国	エンゲル係数	30.3%	35.8	35.0	31.3	28.4	33.7	29.9	28.3	29.7	26.8	24.8	31.8
		対前年同月上昇率	0.1%	0.1	0.1	0.3	0.2	△0.4	△0.9	△1.2	△0.6	△0.4	△0.2	△0.4
消費物価指数（総合）	京都市	対前年同月上昇率	△0.2%	0.3	0.4	0.6	0.6	0.0	△0.6	△0.8	△0.2	0.0	0.3	△0.1
		雇用者数（労働力調査）	5,939万人	5,925	5,923	5,933	5,943	5,967	5,988	5,979	5,989	6,003	6,003	5,960
雇用者数（労働力調査）	全 国	対前年同月上昇率	1.30倍	1.18	1.12	1.09	1.05	1.04	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09
	京都市府	対前年同月上昇率	1.36倍	1.25	1.13	1.04	1.00	1.01	0.97	0.97	0.97	1.00	1.05	1.09
総実労働時間数（毎勤・全産業）	全 国	対前年同月上昇率	143.8時間	126.9	141.3	145.8	133.7	140.6	143.4	142.3	135.1	145.1	150.4	136.0
	うち所定外労働時間数	対前年同月上昇率	10.5時間	8.6	9.3	10.3	9.9	10.7	11.3	11.4	11.0	12.0	12.1	11.1
縮工業生産指数（経済産業省）	全 国	対前年同月上昇率	△15.5%	△27.0	△18.4	△15.9	△14.0	△9.1	△4.1	△2.9	△5.5	△2.0	3.4	21.1
	京都市府	対前年同月上昇率	△15.5%	△27.0	△18.4	△15.9	△14.0	△9.1	△4.1	△2.9	△5.5	△2.0	3.4	21.1

(注) 1 雇用者数及び有効求人倍率は、季節調整値である。
2 民間給与は、厚生労働省毎月勤労統計調査の常用労働者30人以上の事業所の数値である。

給 与 勧 告 の 骨 子

- 本年の給与勧告のポイント
 ~ 月例給は改定なし、ボーナスを引下げ(△0.15月分) ~

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査 (完了率82.7%)

<月 例 給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

- 民間給与との較差 △ 19円 (0.00%)
 [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 407,153円、平均年齢 43.0歳]

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.32月 [公務の支給月数 4.45月]

2 給与改定の内容と考え方

<月 例 給>

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

<ボーナス>

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分
 民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和3年度 期末手当	1.275月 (支給済み)	1.125月 (現行1.275月)
勤勉手当	0.95月 (支給済み)	0.95月 (改定なし)
4年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

〔実施時期〕

法律の公布日

3 その他の取組

(1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

(2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

(3) テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

公務員人事管理に関する報告の骨子

令和3年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。同報告では、以下の1から4までの四つの課題を認識し、対応策を示した。その概要は以下のとおりである。

1 人材の確保及び育成

【課題】

公務志望者が減少し若年層職員の離職も増加する中で、優秀な人材の確保は喫緊の課題であり、新規学卒者の確保・育成に加え、官民の垣根を越えて時代環境に適応できる能力を有する人材の誘致が不可欠。また、公務職場全体の魅力を高め、個々の職員が能力・経験を十全に発揮し、意欲を持って働ける環境を実現するためには、幹部職員等の組織マネジメントが極めて重要

【対応】

(1) 志望者の拡大

採用試験の申込者数の減少が続く状況を打開し増加させていくため、就職先としての公務に対する学生の認識等を把握。技術系の人材確保に向けた活動、オンラインによる情報発信等を強化

(2) デジタル人材の確保

令和4年度から総合職試験に「デジタル」区分を新設し、積極的に周知

(3) 民間との人材の交流促進

公務と民間との間の人材の流動性を高めることが重要であり、経験者採用試験の周知活動、任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大等により、各府省が必要な様々な専門分野の民間人材を確保できるよう支援

(4) 女性の採用及び登用の促進

政府の取組と連携しつつ、公務志望者拡大に向けた広報活動や女性の活躍支援のための研修の充実、勤務環境の整備等により、各府省の目標達成に向けた取組を支援

(5) 研修を通じた人材育成

マネジメント能力のかん養を図るための研修の充実。幹部職員対象の研修の抜本的改定。オンライン方式も活用

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

【課題】

少子化社会対策大綱では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路^{あいろ}の打破に強力に取り組むこととされ、公務においても、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することが一層重要

【対応】

育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出。常勤職員・非常勤職員ともに不妊治療のための休暇（有給・原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設。非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇（いずれも有給）を新設、産前・産後休暇を有給化等

3 良好な勤務環境の整備

【課題】

職員が能力を十分に発揮し、組織としてパフォーマンスを上げるため、長時間労働を是正するとともに、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務環境を整備することが重要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

特例業務や他律部署の範囲、医師による面接指導等の徹底、業務見直し等を通じた超過勤務縮減、手当の適正な支給について指導し、各府省の組織全体の取組も促進。客観的な記録に基づく超過勤務時間の管理を今後原則化

業務量に応じた要員の確保の必要性を指摘。喫緊の課題である国会対応業務の改善へ国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方への対応

テレワークの推進は業務プロセスの変革やデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容の観点から重要であり、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について、有識者による研究会を設けて検討

(3) ハラスメントの防止

各府省における防止対策の実施状況の把握・指導、ハラスメント相談員セミナーの開催等により、各府省における防止対策を支援

(4) 心の健康づくりの推進等

オンラインでの心の悩み相談の導入、ストレスチェックを活用した職場環境改善の円滑な実施に向けた支援等により、心の健康づくりを推進

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

【課題】

定年の引上げにより職員構成の高齢化や在職期間の長期化が一層進む中で、職員の士気高め、組織活力を維持するためには、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することが重要

【対応】

- ・ 定年の引上げが円滑に行われるよう、人事院規則で定める事項等について検討・調整を行うなど、必要な準備を推進
- ・ 評語細分化等の人事評価制度の改正を踏まえ、昇任・昇格、昇給等の基準の改正に向け検討
- ・ 管理職員にはオンラインも活用した面談の確実な実施が求められる中、評価者向けの研修の充実等を図ることにより、各府省の人事評価を活用した人材育成を一層支援

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子

男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について、国家公務員法第23条の規定に基づき、国会及び内閣に対して意見の申出。あわせて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、休暇の新設、休業等の取得要件緩和等を措置

1 育児休業の取得回数制限の緩和

育児休業を原則2回まで（現行：原則1回まで）取得可能とする

この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで（現行：1回まで）取得可能とする

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために一体的に講じる休暇・休業等に関する措置

(1) 民間育児・介護休業法の改正内容を踏まえた措置

ア 子の出生後8週間以内の育児休業について請求期限を2週間前まで（現行：1月前まで）に短縮

イ アのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児休業・介護休暇の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
- ② 子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和
- ③ 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

ウ 各省各庁の長等に対して次の措置等を義務付け

- ① 本人・配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置
- ② 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置
- ③ 育児休業の取得状況の報告（人事院により公表）

(2) (1)のほか、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置

ア 不妊治療のための休暇（原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設（有給）

イ 育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大

ウ ア及びイのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児時間・介護時間の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
子の看護休暇・短期介護休暇の取得要件のうち、6月以上の継続勤務の要件を緩和
- ② 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の新設（有給）
- ③ 産前休暇・産後休暇の有給化

エ 期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする

3 実施時期

- ・ 育児休業の取得回数制限の緩和及びこれを踏まえた措置（1、2(1)ア、イ②・③、(2)イ、エ）：民間育児・介護休業法の改正事項のうち育児休業の分割取得等に係る施行日に遅れず実施
- ・ 休暇の新設・有給化（2(2)ア、ウ②・③）：令和4年1月1日
- ・ 非常勤職員の休暇・休業等の取得要件緩和、各省各庁の長等に対する措置等の義務付け（2(1)イ①、ウ、(2)ウ①）：令和4年4月1日

